

第4回 ハローワークとILO条約に関する懇談会 議事概要

1. 日時：平成19年2月9日（金）14:30～17:20
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室
3. 出席者
（委員）花見忠座長、吾郷眞一委員、逢見直人委員、小寺彰委員、山本草二委員
（オブザーバー）八代尚宏経済財政諮問会議民間議員
（事務局）中藤公共サービス改革推進室長、櫻井参事官
4. 議事次第
（1）事務局説明
（2）意見交換
5. 議事概要

花見座長 それでは、皆さんお揃いになりましたので、「第4回ハローワークとILO条約に関する懇談会」を始めさせていただきます。

本日もオブザーバーとして経済財政諮問会議の八代議員に御出席いただいております。

本日は、本懇談会のこれまでの議論を踏まえた報告書について御議論いただくという予定でございますが、事務局から説明をお願いするということで予定しておりましたけれども、もう既にメール等でお配りをして、皆さんお目通しいただいていると思いますので、事務局説明はなるべく簡単にさせていただいて、残りの時間で議論をさせていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、櫻井参事官、よろしく願いいたします。

櫻井参事官 それでは、事務局から簡単に御説明させていただきます。

報告書案を昨日午後に送付させていただきました。もう少し早く送付できればよかったのですが、遅れましたことを最初にお詫び申し上げます。

内容でございますけれども、ごく簡単に申し上げたいと思います。全体の構成が、三つになっておりまして、1つ目が検討に当たって考慮すべき一般的事項、2つ目が、主に事務局が前に提示させていただいた個別の論点に関する御見解をまとめたものでございます。最後に「 」というのがございまして、今回の目的が民間議員の提案が条約との関係で整合的かどうかの検討ということでございますので、それぞれの論点についての御見解を踏まえると、民間提案についてこういう解釈があり得るのではないかと、という複数の解釈を私ども事務局なりに整理させていただいております。

ポイントでございますけれども、冒頭のところは省略させていただきまして、2ページの「 . 検討にあたり考慮すべき一般的事項」には、そもそも条約の解釈については「条約法に関するウィーン条約」があるということ、あるいはILOの特色として、いわゆる

人権条約としての普遍的原理、三者構成といったものがあること、一方で、花見先生の方から、これらがやや形骸化しているのではないかという御指摘があったことを紹介させていただきます。

4 ページの「ILO 監視機構の役割」では、2 つ目の「 」にございますように、解釈権そのものは各国、あるいは場合によっては国際司法裁判所が持っている、監視機構そのものに解釈権があるわけではないということを前提にしながら、では、この監視機構というのは、どういう役割を果たしているのかということで、小寺先生や花見座長から説明責任の追及であるとか、あるいは吾郷先生から「準司法的機能」であるというふうな御見解がございましたので、この辺のところを御紹介させていただいているところでございます。

それから5 ページからは具体的論点に入りまして、先ほど申し上げましたように、これはおおむね事務局が示した論点ごとに書いてございます。1 つ目は、論点に明確に書いてございませんでしたけれども、いわゆる条約の目的なり、ILO の位置づけといったところをどう考えるかということで、これについても、初めの「 」にございますように、条約の目的は、1 条2 項に概ね書いてあって、具体的には、雇用のセーフティネットを国家の責任で維持するということがこの目的なのではないかと。この辺のところは概ね御意見が一致したのではないかとということで、そういう書き方をさせていただいております。

それから6 ページ以降、181 号条約との関係、それから88 号条約を解釈するに当たっての考え方ということで、これは当然かと思えますけれども、条約の個々の文言だけではなくて、目的を踏まえた解釈が要するという事。

また7 ページでは、88 号条約以外の、ILO の根本目的などといったものまで、88 号条約の解釈のときに参酌するかどうかというところについて、参酌すべきだという御意見と、それはウィーン条約にいう関連規則にどう書いてあるかということによるのではないかと御意見がございましたので、これらを紹介をさせていただいております。ただこれらの御意見は、ILO の関連規則いかによっては、一つの意見にまとまるのかもしれないとも思っておりますけれども、そういう書き方をさせていただいております。

さらに、小寺先生、山本先生の方から、ILO の条約ではいわゆる「結果の義務」を定める条約が多く、この条約もそうなので、かなり締約国に広い裁量があるのではないかとといったような御意見があったこと、山本先生の方から、裁判権免除の関係で、(私が十分理解していなかったら、御指摘いただきたいのですが、)国の行為について、公共サービスを公権力と業務管理的な作用に分けるといったような考え方があるという御意見があったことなどを書かせていただいております。

2 つ目がいわゆる具体的な論点でございます。職業紹介業務の担い手。ここがかなり意見の分かれたところではないかと思っておりますけれども、いわゆる staff というのをどの範囲に考えるのかということでございまして、8 ページで、一応 a) から d) まで四つに分類をさせていただいております。これはひょっとしたら、もう少し分類の数が減るのかなという感じもしておりますけれども、1 つ目が逢見先生の方からいただきました御意

見で、職業安定組織において行うこととされている業務に従事する職員は、すべて公務員である必要がある。ただし、職業紹介機関の業務であっても、条約で定義される職業紹介業務以外の業務であれば、公務員じゃなくてもいいと。

それから吾郷先生からは、職業安定組織に所属する職員について、すべて公務員であることは求めているが、条約上の職業安定組織の定義に該当する仕事に就く職員はすべて公務員である必要があるというような御見解。

それから c)として、山本先生の御見解で、私どもが理解させていただいたところでは、条約 1 条及び 2 条との関係において、国が公権力の行使として公務員による国の指揮監督の下で職業紹介の全国システムとしてのネットワークを維持する限り、職業紹介業務の提供自体を公務員が行うか、民間に委託するかについては、締約国の裁量に任されているとの御見解。

それから d)として花見先生の方から、181 号条約の成立以降、官民の協力・補完・競争が予定されていることなどを踏まえると、第 9 条の「staff」というのは、「全国的体系」の維持・確保に当たる職員だけを指して、個々の職業紹介機関に所属する職員が公務員であることまで求めているという御見解。

一応、四つに紹介をさせていただきましたけれども、大きく分けると二つに分かれるのかなと思っておりまして、b)の吾郷先生の御見解が a)に近いのか、c)、d)に近いのかちょっと私どもで理解が行かなかったので……。

吾郷委員 本旨だと a) 近いですね。

櫻井参事官 ということでよろしゅうございますか。ということで、ちょっとそのところがございますけれども、大きく分ければそういうことかなと思っております。

それから「条約上の公務員」については、あまり御議論がなかったかと思えますけれども、基本的には、各国の公務員法上の公務員ということでもいいのではないかという逢見先生の御見解と、さはさりながら、非常勤公務員というのは、ひょっとして「身分の安定を保障される公務員」に該当しない可能性があるのではないかという御見解を花見先生からいただいたところでございます。

それから、ここも民間議員提案との関係ではポイントの一つかと思えますが、民間事業者に委託した場合の、その民間事業者そのもの、あるいはそこに働く職員を「条約上の公務員」と読むことができるかということですが、これは恐らく、読めないという御議論でよかったと思えますが、御異論があれば、提起していただければと思います。

それから 8 ページの最後から 9 ページでございますけれども、今のような staff、いわば公務性を求められる範囲についての解釈の分かれぐあい、それから民間事業者は公務員でないという前提に立つと、委託の可否についての見解が二つに分かれるだろうということで、9 ページの一番上にございますのは、上記見解 a)と書いてございますが、今の吾郷先生からのお話も踏まえすと、a)及び b)ということになるかと思えますけれども、a)及び b)に基づくと、88 号条約上の職業安定組織の行う職業紹介業務を民間委託する

ことはできないということになりますし、一方でc)やd)の見解に立ちますと、公務員からなる国の機関による指揮監督が行われていれば、個別の職業紹介業務に関する職業紹介機関における職業紹介業務を民間委託することは88号上問題がない、こういう解釈になるのではないかというふうに思っております。

それから9ページで「無料の職業安定組織」、これはもともと論点ではかなり下の方に書いてございましたが、事務局としては、ここによって民間議員提案の条約適合性についての見解が分かれるところかと思っております。前の方に持ってきております。

ここでのポイントは、委託費を払っていくことが無料性に反しないかということでございます。吾郷先生の方から、国から委託費をもらっても「無料」と言えるのではないかという御見解をいただいたと理解しております。ただ、「無料」との見解に関する記述の中で、理由を書いておりますが、これは主に、前回、八代先生がおっしゃったところをベースに書かせていただいております。

他方で「無料」とは言えないという見解。これは逢見先生の方からいただいておりますけれども、委託費により実施すると、民間事業者は委託費以上のことを行わないので、利用者が本来受けられるであろうサービスを受けられなくなる可能性があるということ等から、無料性に反するんだという御議論をいただいていると思っております。

「無料」に関しては、今まで御議論はあまりなかったもので、もしよろしければ、もうちょっと御議論いただければというふうに、事務局としては思っております。

それから10ページでございますけれども、職業安定組織の数及び配置。これは特に3条との関係でございますけれども、これは1つ目の「 」にございますように、どのような数及び配置が3条に適合するかの判断、これについては第一義的には各国の裁量に委ねられている。ただし、裁量といっても、逢見先生からも御指摘ございましたけれども、恣意的な解釈が許されないということは当然でございますので、ここでは一義的には、各国の合理的な裁量に委ねられているというふうに書かせていただいております。ここも一応、見解が一致と書かせていただいておりますが、これについても、御意見を賜ればと思っております。

では、どういう判断基準があるかということで、逢見先生からは、使用者及び労働者から公共職業安定所による職業紹介を受ける権利が侵害されているとの申立・苦情が出ることがないような実行体制が確保されているかどうかというようなところをメルクマールに判断すべきという御意見をいただいております。

それから、これも重要なポイントかと思いますが、4の3つ目の「 」にございますが、手続でございます。御案内のとおり、4条及び5条に政労使三者から成る審議機関で審議しなさいという規定がございますので、仮に一部のハローワークについて民間委託をするという政策をとるときには、4条に従う必要があるのかどうかという問題があります。ここでは「手続的には、上記判断は、条約第4条に従い、政労使三者から構成される審議会に諮問した上で、各国の権限ある機関が行う必要があることで見解が一致」と書かせてい

ただいておりますけれども、ここについても御意見を賜ればというふうに思っております。それから逢見先生の方から、その場合の第4条の要件を満たす審議会としては労働政策審議会が日本の場合には現在あるんだという御指摘がございました。

ひとつ、非常に技術的なことではございますけれども、4条で「適当な取極」、Suitable arrangements shall be made と書いておまして、この意味がちょっとわからなかったものですから、そのことと、5条の方では、職業紹介についての一般的な政策は、この審議会に諮問しなさいと書いてございますので、やや技術的なことかと思っておりますけれども、4条と5条の関係、よくわからなかったところがございますので、これについて御指摘をいただければというふうに思っております。

それから、その関係で10ページの一番下からは、厚生労働省の見解を紹介させていただいております。端的に言えば、今の数及び配置が条約3条を遵守するためのぎりぎりのものなので、これ以上減らすと条約違反になる、というのが厚生労働省の御見解だと思っておりますけれども、それについては、必ずしもそうではないのではないかとというのが大勢であったというふうに事務局としては理解したものですから、最後でございますが、「厚生労働省の見解を支持する意見は示されなかった。」と書かせていただいておりますが、これについても御議論いただければと思っております。

それから11ページの5でございますけれども、いわゆるネットワーク。これは具体的には、注8につけさせていただいておりますが、2条、3条、6条という規定がこの関係かと思っておりますけれども、このネットワークに組み込まれているかどうかということで、88号条約の対象となる職業安定機関、これがネットワークを構成する必要があるということは、当然の前提であろうというふうに思っております、1つ目の「 」で、見解が一致と書かせていただいております。

問題は、ここで求められるネットワークとは何なんだということでございまして、厚生労働省は、情報ネットワークをかなり強く強調されているように理解をしておりますけれども、ここにつきましては、そこがございますように、小寺先生の方から、オフィスのネットワークでいいのではないかと御意見、あるいは逢見先生の方から、単に情報システムにより物理的に結節されていることではなくて、職業紹介上不可欠な職業安定機関の間の日常的な相互連携を含む概念ではないかと御意見、また山本先生の方から、ネットワークの具体的な内容については、各国の裁量的な判断に委ねられているとの御見解がございましたが、最後のところは、事務局としての感触でございますけれども、単なる情報通信ネットワークが条約が求めるネットワークではない、つまり情報ネットワークそのものと条約が求めるネットワークというのは区別した方がいいのではないかとこのところは、先生方の見解の一致があるのではないかとこのように理解をいたしましたので、そう書かせていただいております。

その上で、従来、ネットワークの一部の構成している職業紹介機関を民間事業者に委託する、単なる例でございますが、例えばハローワーク渋谷を民間に委託するということが、

ネットワークとの関係でどういう問題が生じるかということでございますけれども、ここはわかりにくくて恐縮でございますけれども、そもそも、国の機関の指揮監督に従事する職員以外は公務員でなくてもいいという見解に立てば、ネットワークの一部を構成する職業紹介を民間事業者に委託することは条約違反の問題になりません。一方でネットワークの一部を構成している職業紹介機関を民間に委託するときに、職業安定機関の職員の範囲についてa)の見解、つまり、職業安定組織の従事する職員は、みんな公務員でなければならないという見解に立つ、あるいは無料のところについて、委託費をもらっているのは無料ではないと、こういう見解に立ちますと、ネットワークを構成したままで民間委託することは条約に違反をするということになるかと思っております。それが二つの「*」で書いているところでございます。ただし、2つ目の見解、つまり違反を生ずるという見解に立った場合であっても、民間委託した機関を全国ネットワークから除外をした上で、残りの職業紹介機関、公務員が行う職業紹介機関のネットワークが第3条その他の規定に合致する全国的ネットワークを構成すると考えられる場合には、条約違反の問題は生じないということになるのではないかと。つまり、一旦切り離れた残りのところで3条、6条、2条を満足できれば、それで問題がない、という解釈になるのではないかと。小寺先生の方からこういう御指摘をいただいたと理解しておりますが、この二つの意見に集約されるのではないかというふうに思っております。

それから「6」は、この問題に関する専門家委員会における過去の検討実績、それから豪州の解釈等を紹介させていただいております。

ちなみに、韓国の例について、前回、前々回、逢見先生、吾郷先生から御指摘をいただいたと思っておりますけれども、これについて今日、資料として逢見先生の方から追加的なその後の情報をいただいておりますので、資料2として配付させていただいております。いわゆる民間職業カウンセラーについて、従来は1年契約で更新という状況だったのが、2003年からは期限の定めない契約に変わったということが、その後の状況変化としてわかったということでございます。

それから民間職業カウンセラーについては、民間委託ではないというようなことを追加的な情報として紹介をいただいております。

最後でございますが、14ページ以降が先ほど申し上げましたように、今のような論点ごとの解釈を前提にすると、民間提案についてどういう解釈の可能性があるかということでございます。

これについて17ページに、一応見解の概要ということで表にさせていただいております。論点を個別に説明するときに申し上げましたように、大きく言うと、条約の対象となる職業紹介組織の職員、staff というものの範囲をどう考えるか。すべて公務員じゃなきゃいけないと考えるのか、指揮監督等の幹部職員だけでいいとか考えるのかというところの見解が分かっているかと思っておりますし、もう一つは、無料の定義をどう考えるか、この二つの組み合わせで解釈が変わってくるのではないかというふうに考えております。

それで左上のところは、一部だけ公務員であればいい、かつ委託費をもらっていても「無料」と言えると、こういう前提に立ちますと、「(解釈 1)」に書いてございますけれども、公務員による国の機関の指揮監督の下に、適正な数及び配置の下に設置される職業紹介機関が整備・運営される限りにおいては、個別の職業紹介機関が民間事業者に委託され、公務員以外の者によって運営されることになっても、条約に違反するものではない。したがって、民間議員提案については、公務員による機関による指揮監督の下に、一部のハローワークの職業紹介業務を民間に委託するのであれば、条約違反の問題は生じないということでございます。

「(解釈 2)」と書いてございますのは、まず無料については、同じように委託費をもらっても無料である、しかし他方で、条約上はすべて公務員じゃなきゃいけないということになりますと、この場合には、結局ネットワークの中か外かというのがクリティカルなポイントになってくるかと思っております。「(解釈 2)」を読ませていただきますが、「ネットワークを構成した職業紹介機関をネットワークから除外した上で、当該機関の業務を民間事業者に委託する場合には、締約国が行う合理的な判断において、残余の職業紹介機関のネットワークがその数及び配置において第 3 条に合致すると考えられる限りは、条約違反の問題は生じない。民間議員提案については、ハローワークの一部の職業紹介業務を民間事業者に委託した場合において、①当該ハローワークが、公務員が運営するハローワークと上記の意味でのネットワークから除外されており、かつ、残余のハローワークがその数及び配置において第 3 条に合致するケースでは、条約違反の問題は生じない。」

逆に申し上げれば、この①、 のいずれかの要件を満たさない場合には、条約違反の問題を生じるということでございますけれども、そういう解釈になるのではないかというふうに考えております。

それから無料のところについて、委託費をもらおうと、これは無料ではない、有料である、という解釈に立ちますと、「(解釈 1)」の余地はございませんので、「(解釈 2)」しか成り立たない。つまり民間に委託した途端に、これは有料であるということになりますので、ILO 88 号条約の下における職業紹介機関については、およそ民間委託をする余地がないこととなり、ネットワークから外すことしかできないということになるかと思っております。以上のような整理に分かれるのではないかと思っております、それをやや詳細に書かせていただいたのが 14 ページ以降でございます。

ただ、ここにつきましても、先ほどの手続に関しては、いわゆる諮問機関、4 条に基づく審議機関の審議が要するという結論ではないかと事務局は思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、4 条と 5 条の関係、ここら辺がちょっと明確でなかったこともあり、15 ページ及び 16 ページには、「民間提案を実現に移すに当たっては、4 条又は 5 条に基づく協議をする必要があるか」という問いを起こさせていただいております。

駆け足になりまして恐縮ですが、以上の通りです。事務局といたしましては、特に今回の民間提案が条約とどういう関係になるのかということを検討するのが懇談会の趣旨でこ

ざいますので、その点の結論に直接関わるような部分について、なるべく集中的な御議論をいただければ、大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

花見座長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で質疑応答、意見交換させていただきたいと思いますが、今御指摘がありましたように、本懇談会の目的からいうと、特に第 章及び第 章、「具体的論点」、「経済財政諮問会議民間議員提案についての見解の整理」というところについて十分議論を深める必要がありますので、時間を前半と後半に分けて、前半で 章及び 章、後半で第 章、そういう議論の仕方でもよろしゅうございませうか。それとも順番どおりいきますか。時間がなくなると困るという御配慮のようですが、よろしいですか。

それでは、御異議がないようですので、まず、前半で 章、 章から始めさせていただくということで、特に 章を重点的に、大体 1 時間 15 分ぐらいで御議論いただきたいと思っております。どうぞ御自由に。

小寺委員 順番は、 章の初めからということでもなくて、アトランダムという。

花見座長 順番にやった方がいいんじゃないですかね。ですから、5 ページの下のところから。

小寺委員 5 ページのところの一つ議論があるんですが、セーフティーネットであるということを一貫したと書いてありますが、私はそうは思っていないんです。私は、安全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発というのが究極の目的であって、直接的な目的は、雇用市場の最もよく組織化することであると思っています。その話とセーフティーネットの話というのは、ちょっとまだ距離があるなということを前に申し上げたつもりでいたんです。

櫻井参事官 そうすると、見解が一致したというのは、ちょっと書き過ぎだと。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 わかりました。

小寺委員 私はセーフティーネットというのは、前もちょっと申し上げたんですが、権利という観点から理解するんじゃなくて、むしろ雇用市場の問題、雇用市場についての政策の問題だというように理解をしていますので、そこからセーフティーネットまで読み込むかということ、ちょっとそれは無理じゃないかなという感じがしているんです。

櫻井参事官 そこは、何か御意見……。

吾郷委員 意見が一致していないという点では私も同意ですが、小寺意見とはちょっと違おうと。

逢見委員 失業が存在すると、人々は社会に不安を抱きますから、国の政策として、失業を少なくしていくことが非常に重要だということがILOの目的の中にもあるわけです。そのために、無料で誰もが利用できる公共職業機関を国に求めているということ、私はセーフティーネットとして理解しておりまして、そこは見解が違うなら違おうということ

構いません。ILO条約の目的に基づくセーフティーネットであるという考え方を私は持っております。

花見座長 小寺先生の御意見、私もよくわからないんですが、条約の目的は政策についてなので、政策のコンテンツみたいな話で、システムは全然要求していないという、そういう御理解ですか。

小寺委員 そういうことは言うておりませんで、ILO全体の目的と、個々の条約の目的というのは、やはり分けて理解をすべきだろう。88号条約の目的について言えば、これは1条の2項に沿って理解をする。そこでセーフティーネットという話は、労働者の側から見れば、そういうように見えるんだけど、1条2項の目的というのはそうじゃなくて、完全雇用の達成とか、そういう政策面のことが目的であるというように私は考えているということなんですね。

花見座長 御意見はわかりました。

櫻井参事官 1条2項が目的だということは御異議ない？

小寺委員 はい。

櫻井参事官 その解釈をどうするかということですね。

小寺委員 はい。それをセーフティーネットというような文言が書き込まれているわけでもないのです。

逢見委員 5ページの一番下の「 」ですけれども、「88号条約は、多くのILO条約と同様、人権に係るものではあるが、人権そのものを実態的に保障するのではなく...技術的政策的な条約...」【小寺委員、花見座長】というのがあります。前回の議論でしたか、私はILOの中核的8条約に88号条約は入っているわけではないけれども、勤労の機会を保障するという点では、これは人権に大きく関わりがあると申し上げました。つまり、人権に係るものであるがという部分については、私はかなり強調したつもりですので、そこが、これは技術的政策的な条約だということになると納得できません。

花見座長 それは小寺先生と僕の意見だということなので、逢見さんの意見は、その前に書いてあるんです。

逢見委員 ただ、人権だということは書いていないですよ、前の部分には。

櫻井参事官 であれば、そこはまた補足させていただくことでよろしいですか。

逢見委員 はい。

吾郷委員 「実態」の「態」の漢字は違います。「体」です。

櫻井参事官 中核条約ではないけれども、人権条約であるということ.....。

花見座長 人権に係るのあることは当たり前なんです。ILOはすべて関係あるので。

櫻井参事官 それは関係ないとは言えませんよね。

花見座長 そんなことは改めて言う必要ないよ。言っても意味をなさない。

吾郷委員 広い意味ではそれこそ、機械防護条約であるとか、極めて技術的なものも、広い意味では労働者の生命に対する権利という意味では人権ですし、これは広い意味の社

会権ですよね。社会権という意味の人権。

花見座長 技術的なものは人権に関係ないということは全然ないんですよ。

逢見委員 政策的というのであれば、私も同意見と言いますけれども、技術的と言われると、私もちょっと引かかる。広い意味での人権。

花見座長 ただ、僕が小寺先生とちょっと違うのは、そこで政策なんだけれども、その政策を達成するための仕組みについて、一応、88号はネットワークを要求しているという、そういうことだと思うんです。だから、直接人権の保障の条約ではないという点では一致しているけれども、そういうことでいいんですか。

小寺委員 私も全くそこは先生と同じだと思います。

櫻井参事官 さっきの1つ目のところも、これは事務局が目的として書いたもので、小寺先生から御異論がございましたが、こういうことがこの条約で求められているということは否定をされていない……。

小寺委員 セーフティーネットという言葉が僕の語感と違います。しかも条約の中にその言葉が書かれていないので先ほどのように申しました。

花見座長 わからないけど、要するに国として最低限これだけのことはやりなさいと。

小寺委員 そうです。

花見座長 それはネットワークという言葉を使っている。ナショナルなネットワークをつくれと。

小寺委員 それはわかるんですけどね。

花見座長 そういうのが条約の趣旨だと思うんです。

小寺委員 セーフティーネットという言葉に特別なインプリケーションが私は感じられるので、雇用のネットというのだったら別にそれは構いません。

櫻井参事官 「セーフティーネット」という言葉を落とせばよろしいですか。無料で誰でも利用できる職業紹介業務の維持をすると。

小寺委員 それは問題ないです。

櫻井参事官 それならば、逆に、皆さん御一致ということでよろしいですね。「セーフティーネット」という言葉を使わないとまずいですが、逢見先生。

花見座長 だから、「ナショナルネットワーク」とそのまま使ったらいいですよ。条約どおり言えばいいんです。

櫻井参事官 わかりました。

吾郷委員 恐らく当時は、「セーフティーネット」という言葉は一般的に使われてなかったんだと思うんですよ。ただ、意図しているところはセーフティーネットだったと私は思います。

櫻井参事官 「雇用のセーフティーネット」を消して、「無料で誰でも利用することができる職業紹介事業の全国的体系」と、そう書けばよろしいですか。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 では、そうさせていただきます。

花見座長 これはあんまり異論ないんじゃないですか。

では、次に6ページの方よろしいですか。

吾郷委員 私と花見座長と見解が一致したとありますので、よろしいですか。確かに一部一致しているところがあるのかもしれませんが、私がここで申し上げたのは、当時の採択時の社会状況は変わったと。そういう意味では、88号条約の持つ意味が変わってきているのではないかということは申し上げましたが、181号ができたから、88号条約が意味を失ったというふうには思っていないので。

櫻井参事官 誤解を招くのなら消しますが、「上記理念は」と書いてありますので、条約が意味を失った、というつもりはなくて、民間職業紹介所を禁止するという理念はなくなったということをお願いだけなんです。その次のところに、逢見先生の名前を引かせていただいていますけれども、職業紹介事業は公的な組織が行うとの理念は引き続き存在しているということなので、事務局としても、88号が時代遅れになったと書いたつもりはなく、民間職業紹介事業所はだめだという理念はなくなりましたね、というだけなんです。

吾郷委員 花見先生はどうぞそうでなさそうなので。

花見座長 民間職業紹介所の禁止とか、公の独占とか、優越というのが基本理念だった。88号は基本だったんだけど、それは時代の変遷でずうっと変わってきて、181号はその一つの要素なんですよ。その後の変化という、僕は181号で全部変わったというつもりはないんですけど。

吾郷委員 そこら辺、ちょっと表現を。

花見座長 後で皆さんの御意見を伺って決めるべきことなんですけど、括弧に名前を書いているんですよ。僕なんか書いていなくても、皆さん当然のことをおっしゃっているときは黙っているから名前は出てこない、あるいは反対でも考慮する余地のない意見については何も言っていないから、名前は後で削った方がいいと思うんだけど。

櫻井参事官 どなたの御意見かがわからないと議論がしづらいいと思い、あくまでも今日の議論の便宜で書かせていただいたので、最終的な報告書をどうするかは別途の御判断だと思います。

花見座長 これは後でちょっと御相談して。

櫻井参事官 はい。

吾郷委員 議事録は別に出されるのでしたら。

櫻井参事官 議事録は出ております。ですから、それと突合していただければ、大体どの先生かというのはわかりますので。逆に言えば、あえて書く必要はないという判断もあると思います。

花見座長 そうしますと、この「セーフティーネット」という言葉をもし使わないとすると、この6ページのところも「セーフティーネット」となっているところは、ちょっと

変えていただいた方がいいな。

櫻井参事官 2つ目の「 」でございますね。これは逢見先生の御意見ですが、よろしゅうございますか。

花見座長 逢見先生のところはいいんですよ。

櫻井参事官 後ろですね。

逢見委員 見解が一致したというなら書かない方がいいと思います。しかし、一致しなかった個々の意見は残すべきではないでしょうか。

櫻井参事官 花見先生がおっしゃったのは、後ろの花見座長の御意見としてのセーフティーネットということですね。

花見座長 そうそう。ここはセーフティーネットというところ... ..。

櫻井参事官 これも「職業紹介業務は」とか、「無料の職業紹介業務は」とか、そんな感じですね。

花見座長 それから6ページの終わりから7ページにかけてのところ、これは山本先生、吾郷先生、小寺先生ということですがけれども、私はこの点、非常に強調したつもりなんです。当然これは全員意見が一致したということ。

櫻井参事官 ですから、もしあれだったら今決めておいていただいた方がいいかもしれませんね、名前を。

花見座長 もし名前を出すならば、少数意見については名前を出すというのも一つの考え方かと思いますが、どうでしょうか。

櫻井参事官 そうしますと、例えば、どれが少数意見かというのをアイデンティファイしないといけなくなりますと、非常に... ..。

花見座長 全部名前を落としちゃって、こういう考え方もあったという。

逢見委員 僕は名前を出してもらった方が良くと思います。

櫻井参事官 出した方がよろしいですか。であれば、逆にこの意見の中で、今、花見先生がおっしゃったように、発言はなさらなかったけれども、賛成だとか、発言したのに落ちているというのはコメントとして後でいただいて、名前をつけさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

花見座長 では、そういうつもりで補足していただければ。

山本委員 特にお申し出があった方には名前を出すというだけでいいんじゃないですか。

櫻井参事官 では、原則消させていただきます。

山本委員 賛成しているから、特に言っていないわけだから。

櫻井参事官 先生がおっしゃったのは、基本的に書かないでおいて。

山本委員 基本的に書かない。自分の意見として、ここは是非残しておきたいというのがあると思うんです。そこはおっしゃった先生のお名前を拝借して出すということでもいいんじゃないかと思います。

櫻井参事官 一応全部落とさせていただきます、それぞれお申し出があったところだけ名

前を復活させていただくということによろしゅうございますか。そうすると、一部だけ名前が出るんですけど。

逢見委員 何か不自然な感じがしますね。

小寺委員 こういう格好で名前を出すにしろ、意見にしろ、括弧書きにしてやるんですかね。文章として、例えば、逢見委員からはこういう意見が表明されたみたいな形で、文章の中に入れ込んだ方がいいんじゃないですか。

櫻井参事官 もしそうであれば、そういう形で書かせていただくというのは、全くやさかではございません。いずれにしても、名前を出すか出さないかが……。

花見座長 後でまとめて、もう一遍。

櫻井参事官 すみません、よろしく願いいたします。

あと6ページ、7ページに移ってよろしいのでしょうか。

逢見委員 7ページの4つ目の「 」に、日本語訳についての見解部分があるんですけど、定訳というものをどう考えるかということがあります。国会で批准の際に使われた日本語が、国内では裁判所もそれを使うということですから、誤訳だからといって、定訳が意味をなさないような理解のされ方をしてはまずいんじゃないかと思うんですね。それから誤訳という場合には、この条文の解釈権は外務省、事実上、厚生労働省にあるんですけども、そこに対して、これは誤訳だというふうに、この懇談会として出すのかという問題はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

櫻井参事官 誤訳とは書かなかったんですが。

花見座長 誤訳だとは書いていないでしょう。誤解を招きかねない訳語が少なくない。それは事実なんだ。これはイシューとしては、要するに条約違反の問題ですから、国内で日本語はこうなっているよと言っても全然通用しないですよ。それは笑われるだけです。

逢見委員 それは日本国内でもILO条約に関して訴えがある場合、日本語訳が判断基準になります。

花見座長 国内の裁判所がどう判断されるかということは、裁判官が判断すればいいわけです。裁判官は条約は国会で批准したものだから、それに従って判断するという方もおられるし、条約というものの本来の意味は、正文、英か仏かどっちかに基づいて解釈するのが条約の意味であるという方もおられる。だから、日本国が批准した時に国会でどういうテキストで通ったかに関係なく、その条約の意味を解釈する場合には、日本語に捕らわれないで解釈すべきだという解釈も十分成り立つわけです。だから、批准のときに、この訳文を使ったからといって、それに拘束されるといういわれは全くないわけです。

逢見委員 これ自体は解釈を英語とフランス語を踏まえてやるべきだということに別に異議はありませんけど、日本語訳の扱いをどう考えるのかということなんです。

花見座長 日本語訳は、そういうものとして読むということですね。条約の解釈として。

逢見委員 私は要するに、公式訳として位置づけられているものに異論を述べることはどうなのかという意見です。

花見座長 全く逆の立場から言って、例えば 98 号条約については労働組合の立場からいっておかしいということで争ってきたわけです。自分の都合のいいときだけ翻訳の方を使い、都合の悪いときは正文でやるというのは、全くおかしな話です。

吾郷委員 あんまり本件には、この訳は大きくはかかわってこないような気がしますけれども。

花見座長 だから、7 ページの下から 2 つ目の「 」は、別になくたっていいんですけどね。

櫻井参事官 削除いたしましょうか。

吾郷委員 こだわる必要はなさそうに思いますけれどもね。

花見座長 ただ、後のところの議論の中で、例えば、employment service の national network というような場合、それは職業紹介所の全国組織だというのは明らかに間違いなので、ここでそれを書いておかないと、ちょっと困るんですけど。

吾郷委員 だから、意見が一致したらまずいわけですから。

山本委員 このところは、今の 2 行目ですが、誤解を招くという前に、例えば「本条約の趣旨について誤解を招きかねない」と書いて、それから「我が国が義務」の前に、「国際的に義務を負うのは」と入れればいいんじゃないですか。要するに、ここで問題にしているのは、それですから。条約の解釈の問題だから、それが I L O との関係でどうなるかということですから。

花見座長 その条約の趣旨について……。

山本委員 誤解を招きかねない訳語が少なくない、例えば……。

櫻井参事官 国際的に義務を負うのはと。

逢見委員 ええ。

櫻井参事官 国際的に義務を負うのは、英語及びフランス語の条約正文である。

花見座長 これは見解一致だけど、逢見委員は反対だということを書いておけばいい。

逢見委員 反対だということを行っているわけではなくて、英語とフランス語の条約が正文だということは当然であると思っています。

櫻井参事官 ですから、今回、日本がやった措置の条約整合性を検討するときには、結局、英文、仏文に戻らなければいけないということが書いてあるということなんですね。国内裁判権がどうなるかは別の話なので、書いてもいいかもしれませんがけれども、ここでは直接は関係はないという整理ですけど。

花見座長 裁判所が自由に判断すればいいわけです。

山本委員 まさに私が繰り返し申し上げたのはそこなので、条約の趣旨と、その条約を受けて、国内法をつくっていくときの国としての政策の判断が、それは別なんですよ。裁判所は、後者の方に即して判断するわけ、日本の裁判所は。

花見座長 それでは、7 ページのところはよろしいですか。

櫻井参事官 さっき山本先生からいただいた趣旨を入れて、ちょっと文言を直させてい

ただくということによろしいでしょうか。

花見座長 「誤解を招きかねない」の前に「本条約の趣旨について誤解を招きかねない」、それから「我が国が国際的に義務を負うのは」と。

では、7ページはよろしいですか。

吾郷委員 ちょっといいですか。今、最後の方から始めたので、ちょっと前の方に。7ページの2つ目の「 」です。「同条約は、ILOの他の多くの条約と同様、『結果の義務』を定める条約であり」という、小寺先生、山本先生の御意見なんですけど、「締約国に広い裁量を与えているとの見解が示された」。私の意見ではないですからいいんですけども、確かに「結果の義務」であるとすると、公務員であるべきだというふうに書いてあって、これはまさしく結果ですよ。そこについて最終的に公務員であればいいという、この結果をどう見るかということになりますので、結果の義務ということの持つ意味というのは、ちょっと深く考えてみる必要があるんじゃないかなという感想です。

山本委員 これも私の前回の報告のときに、冒頭でお断りしたと思うんですが、「結果の義務」という言葉については、フランス法系の学者は違う解釈をとっているわけです。国際法はそうじゃないんですね。折り合いがつかないので、最終の条文案からこの言葉は削っちゃったんだけど、そこを流れている考え方としてはこうだということをお願いした。そういう趣旨から言ったという意見だけで、別に多数意見とも何も書いていないわけですから、これはこれでよろしいんじゃないかと思えますけれども。

小寺委員 私の趣旨は、ちょっと後の話に関連するんですが、この「結果の義務」というのは、ネットワークの関係で言ったつもりなんです。公務員性云々の話ということよりも、直接ネットワークとの関係で言ったつもりです。つまり、最終的には、結果としてネットワークがあればいいと、そこに結びつけた話で申し上げたのです。ちょっと言い方が悪かったかもしれないんですが、セパレートネットワークであることまで要求していないと考えています。

山本委員 そうすると、小寺さんの話は削った方がいいんですよ。私のはもっと広いんだから。「結果の義務」に対して、ここではね。名前を残すのであれば山本だけを。

花見座長 だけど、先生のご意見は、要するにプログラム規定みたいなものだという、そういうことでしょうか。

山本委員 そうです。小寺さんは特化して、ネットワークとの関係でおっしゃっているわけなんです、そうですね。

小寺委員 プログラム規定の話も、本当は全体プログラム規定かなという気がしているんですが、その話まで言うとややこしくなるので。

山本委員 名前を出すなら、私一人の名前でいいですよ。

小寺委員 基本的にプログラム規定だと思っているんですけどね。

花見座長 いいですか、ここは。

櫻井参事官 それから7ページの最後の「2」から8ページにかけてのところを。8ペ

ージの a) と b) は一体というふうに理解させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。吾郷先生と逢見先生の御意見は一つにまとめて、例えば、逢見先生のところにも吾郷先生の御意見と一つにさせていただくということでもよろしゅうございますか。

吾郷委員 多分、同じようなことを考えているんだと思うんです。

逢見委員 私も一つにさせていただいて結構です。

吾郷委員 恐らく、逢見委員が言われる「条約で定義される職業紹介業務以外の業務」というのと、私が想定しているものは、同じじゃないかもしれませんが。

櫻井参事官 そこでお伺いしたかったのは、「以外」とは何を具体的に意味するのでしょうか。逆に言えば、条約上の職業紹介義務というのはどこを指すのかという問題ですが、その点は実はそれほどはつきりはしていないかなと思っていました。

逢見委員 雇用政策の中で有効的な職業紹介をやるために、職業紹介に、職業相談とか訓練とかいろんなものを組み合わせていて、国によっては、公共職業機関で、職業相談や訓練なども含めて実施しているところがあるんですね。だから、それ以外、要するに6条で定める職業紹介業務以外の業務は公務員じゃなくてもいいというのが、この趣旨なんです。

花見座長 逢見さんの条約で定義される「職業紹介業務以外の業務」とは一体何んですか。

逢見委員 だから今言ったように、職業相談とか、訓練とか、カウンセリングなどです。

花見座長 だから、それだけは民間に委託していいと。

逢見委員 それは6条でいう職業紹介業務ではないと考えます。

花見座長 そういう意味ですか。

吾郷委員 私も専門ではありませんから、まさしく実態は逢見委員に従いますけれども、もともと考えていたのは、もっと限定的でありまして、清掃員とか、コンピュータの保守をする技術者とか、そういう人たちを除外すると。あとは全部公務員というふうに私は考えていたんですけれども、ただ、そこまで広げて政策的に、それが目的に一致するのであるならば、逢見さんと同じで結構です。

櫻井参事官 よくわからないんですけれども、条文を見ますと、6条の中には、(a)の() というのがございまして、「適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること」も6条に入っているんですね。ですから、逢見先生がおっしゃっているところとの関係がよくわからないんですけれども、この条文を素直に読むと、職業訓練も公務員じゃなければいけないというふうにも読めるんです。ですから、民間の方に職業訓練をさせると、6条の(a)の() に触れないのか。この6条の職業紹介業務の公務員はすべて公務員じゃなきゃいけないという解釈に立つと、(a)の() との関係がどうなるのかなというのが、ちょっとわからないんです。今の議論からすると、職業訓練も民間に委託すると88号違反ではないか、という気もするんですが。

吾郷委員 論理的にはそうなりますね。

花見座長 その方が解釈としてはしっかりしている。

櫻井参事官 日本で職業訓練は民間でも実施しているとすると、おかしなことになるのかもしれませんが。それとも、職業訓練そのものではなく、その「援助」だから問題ないと読むのでしょうか。援助というのは訓練そのものではないと。

吾郷委員 私が申し上げたのは、そういう理由で清掃員のような全く現業の人を除外するというのが初期の目的だったと思うんですが、そうじゃなくて、多少状況が変わってきて、適当な場合には、そうじゃない人も入れるということで、逢見さんがそういうところも入れてもいいという解釈をされるのであるならば、それも成り立つのかなということなんです。

花見座長 だから、担当している業務じゃなくて、「staff」という言葉をどの程度まで政策判断を含めた仕事をやっているかどうかという、そういう区別でしょう。

吾郷委員 そうです。

花見座長 幹部職員と訳しちゃうと、どこから幹部職員なのかという議論は残るけれども、そういう趣旨だと思うんです。「staff」という言葉を使っているのは。

吾郷委員 山本先生が出された公権力の行使をしているかどうかということが、今一つのメルクマールになる傾向にあるというお話をされていましたがけれども、そことも関わりますね。

花見座長 公権力の行使というと、少し狭くなっちゃうんでね、98号の場合とは明らかに違うと思いますけどね。あれははっきり“engaged in the administration of the state”というふうに書いてあるからね。

吾郷委員 ここは fonctionnaire じゃないですからね。personnel だから。

花見座長 英語とフランス語が食い違うといたら、どうなるんですか。

櫻井参事官 personnel というのは staff の訳ですよ。ですから、そこに fonctionnaire が入ることはあり得ないと思うんですけれども……。

吾郷委員 いやいや入り得ますよ。

櫻井参事官 fonctionnaire を personnel のところに入れると、「職業紹介組織の公務員 (fonctionnaire) は公務員 (agents publics) でなければいけない」ということになってしまいますから。

吾郷委員 fonctionnaire ということはないんです。

櫻井参事官 agents publics として書いてあるところに fonctionnaire が来ることがあるかどうかということじゃないですか。fonctionnaire というのはもともと公務員だという意味ですよ。

吾郷委員 一部上級公務員。

花見座長 フランス語が fonctionnaire だから英仏で違うのではないかということになり、あまりよくわからない表現だという感じだったけれども、88号の場合は英語の staff とフランス語の personnel では、personnelの方が広いような感じはしますね。あまり確信

はないけど。

吾郷委員 たまにあることですね。両方正文とすると行って、両方が食い違っているというのはよくありますね。

花見座長 98号の方はフランス語が *fonctionnaire* だったからわけがわからなくなった。

吾郷委員 あれは *fonctionnaire* です。

櫻井参事官 一応、これは一つにまとめさせていただいてから、職業紹介業務以外の業務というのは、吾郷先生おっしゃるのは、清掃業とか、そういう本当に付随的な業務。一方でもう一つの解釈としては、職業訓練なんかもここに入るという解釈もあり得るところは御見解が両方あったということでしょうか。花見座長 ナショナルネットワークということから言うと、訓練であろうと何であろうと全部入る。そのナショナルネットワークなんで業務ごとにわけちゃって、あるものはいい、あるものは悪い、民間に出してという解釈はちょっと無理だと思いますね。どう考えても。ここは吾郷さんの御意見になっている b) は全く僕の意見と同じですね。

逢見委員 b) とそろえてもいいですよ。

櫻井参事官 付随的業務のところは、さっきのような例示でちょっと挙げさせていただいて、外縁はいろんな御議論あると思いますので、清掃業務とか、こういうものは、少なくともそこに入るんだと。

花見座長 よろしいですか、そういうことで。

山本委員 これもマイノリティですから、別に大勢に影響はないんですが、c) のところで、2行目に「ネットワークを維持」というのは、これは条約で維持という言葉になっているんですけども、これを前回御報告のときに、私は特化して御説明申し上げたと思うので、したがって、「ネットワークを設定・運用・維持」というふうにさせていただきたいんです。提供は外すと、そういう趣旨です。大勢に影響はありませんが。

花見座長 先生の意見と僕の意見とほとんど変わらないですよ。

山本委員 そうなんですよ。

櫻井参事官 これも一つにさせていただいてもいいかと思うんです。

山本委員 先生が迷惑でなきゃ。

花見座長 ちょっと表現が違うだけで、これは同じことを言っていると思います。

櫻井参事官 一つにする工夫をさせていただきます。

よろしければ、8ページの下の方から9ページにかけて。

八代諮問会議議員 読者の立場から、花見座長の言っておられる下から2つ目の「」の意味なんですけど、【逢見委員】の後に「他方で、非常勤の公務員については、9条の身分の安定を保障される公務員に該当しない可能性があるという見解も示された」と書いてありますが、これがどういう意味を持っているのかというのを、できれば敷衍していただければと思います。

花見座長 非常勤だから、当然に身分が不安定というわけでもないけれども、条約が言

っているような身分の安定を保障された公務員という場合には、非常勤の職員というのは入らないんじゃないかなというのが僕の感じなんです。

八代諮問会議議員 その意味というのは、今実は全国のハローワークで半分ぐらいの職員が非常勤なんです。厚労省は、非常勤であろうが、公務員であれば無条件でいいんだと言っていますが、ハローワークがなぜ公務員を必要としているかといえば、それは身分が安定されているからだと言っているんだとすれば、大事なのは身分の安定であって、逆に言えば民間であっても身分が安定している人であれば、むしろハローワークの趣旨に合っているんじゃないかという解釈もあり得るのかと、その点ですね。

花見座長 だけど、厚労省は、僕がそういうふうに言ったら、要するに1年でもその間身分保障があるというわけです。そんなこと言ったって、普通の常識から言ったら通用しないと思うんだけどね。

櫻井参事官 日々雇入の非常勤公務員もいます。

花見座長 そういう言い方をするんですよ。日々雇入でも、実際に1年保障しているのだというんですね。

櫻井参事官 ただ日々雇入の場合、少なくとも法的には、いつでも雇用関係を解消できるという形になっているようです。

花見座長 そうなんだけど、結構安定しているんだというだな。

八代諮問会議議員 そういうことが大事だというのがわかるような補足をできれば、そういう意味では、これは重要なテーマだと思います。

櫻井参事官 花見座長の御指摘の含意は、非常勤公務員をたくさん使っているというのは、ひょっとしたら、今条約違反になっているかもしれないということでしょうか。

花見座長 じゃ、それはそう書きましょうか。

櫻井参事官 いろんな非常勤がいますので、非常勤でも比較的長い期間の雇用のある人もいると聞いています。ですから単純に、非常勤で一つにくくれないということもあるかと思っています。ハローワークの非常勤の方がどういう雇用形態なのかというのは、わからないものですから。

民間事業者が条約上の公務員に合致しないと、ここはこれでよろしゅうございますでしょう。国賠法では、国の業務を民間事業者に委託したときに、民間事業者を公務員だと解釈する余地があるかと思いますが、ここはこのままでよろしいですね。

花見座長 いいんじゃないですか。

櫻井参事官 では、そういうことで。

9ページの上にかかせていただいたのは、論理的にはこうなると思うんですけども、結局、公務員の範囲、staffの範囲をどう考えるかによって民間委託の可否が決まってくるということが書いてございますので、ここはそういうことかと思っておりますが。

花見座長 9ページの方に移っていいですか。3つ目の「 」のところの吾郷先生の意見になっているところは、国家機関によって運営されることを意味するというのは、職業

紹介所が全部国家機関でなければいけないと、そういう意味ね。

吾郷委員 そういう意味です。その次のは、私が言ったのかなとも思ったんですけれども、そういうようなことを言ったのかもしれないし。

事務局 すみません、「国からラインとしての指揮・命令を受けながら」というのは、これは逢見先生からいただいたコメントでございます。失礼いたしました。

櫻井参事官 前半が吾郷先生で、後半の方は逢見先生です。恐縮でございます。

花見座長 国の機関の指揮・命令だから、例えば、国が民営を指揮監督すればいいというふうに読めるかなと思ったけれども、そうじゃないの。

吾郷委員 自然に読むと、国が直接やらなきゃいけないというふうに、これは29号の強制労働の方の解釈もそうなんです。監獄なんですけれども、監獄労働というのは強制労働に当たると、その場合、国の指揮監督の下に囚人労働が民間に委託される場合は、例外的に認めるという解釈を監視機構はとり始めているんですが、そのときに、国の監督の下の強制労働というふうにいる場合は、それは国が直接言わなきゃいけないというふうに言っているんですね。

花見座長 なるほど、刑務所。そうすると、アメリカのように民営にすると。

吾郷委員 アメリカは29号を批准していませんから、だめなんです。

花見座長 だめですか。

吾郷委員 それは全体の世界の流れがありますので、少し解釈が変わってくる可能性がありますけれども。

小寺委員 吾郷先生と逢見先生の二つ意見が出ていますよね。私、こうは思っていないんですけど。

櫻井参事官 それであれば御意見をいただければ。

小寺委員 ダイレクションがあればいいというように書いてあるわけですね。

櫻井参事官 追加の意見を言っていただければ、追加させていただきますので。

花見座長 僕もそうなんです。under the direction で何で機関になっちゃうのかちょっとわからない。

櫻井参事官 ダイレクションがあればいいというのは、日本語で言うとうどう？

小寺委員 要するに契約上のものであってもいいし、権限として指揮できればいいと思っています。

櫻井参事官 わかりました。契約関係も含めて権限上、指揮・命令ができればいいと、そういうことですね。指揮監督ですから。

小寺委員 はい。

花見座長 指揮監督というのは自分でやることじゃない、と思うんだけど。

小寺委員 私もそうは思うんですが。

櫻井参事官 小寺先生と花見先生からそういう御意見があったと。

山本委員 私もよろしいですよ。

花見座長 その次、無料のところは、これはちょっと御議論があると思いますが、これは吾郷先生と僕は同じです。要するに中間搾取になるのがいけないということなのでね。

小寺委員 それは私も同じです。

花見座長 これは当然だと思うんだけど、Fee charging だからね。要するに手数料を取るといことなんだね。

吾郷委員 逢見意見も論理的にはあり得ますよね。

花見座長 論理的にはあり得るかもしれないが、条約の趣旨がもともと中間搾取を排除するということなんです。

吾郷委員 監視機構は何らかの判断を示していれば、割合に判断しやすいんですが、これはないみたいです。

花見座長 これは仮に民間委託したって規制すればいいんだから、変なものはやらない。

逢見委員 88号条約はそういうことを書いていないんです。181号条約は民間を監視しなきゃいけないということは書いてあるんですけど。

花見座長 だから、その末端のところを民間に委託したら規制すればいい、もしそんなに心配なら。

八代諮問会議議員 これは前、逢見委員とのディスカッションのときに申し上げたんですが、ここで議論しているのは、単なる民間委託ではなくて、市場化テストを通じた民間委託ですから、今、花見先生がおっしゃったように、当然、委託を受けた職業紹介事業者が国よりも質の悪いサービスを提供すれば排除されるということは、基本的に入っているんですね。ですから、そこを踏まえて議論していただく必要があるんじゃないかと思えます。それで、可能性だけであれば、公務員だって、いわばネグリジェンスによって質の悪いサービスを提供する可能性はあるわけです。そこは公務員が要するに無料であるという前提で議論したら、そもそも、こういう問題自体が起こらないわけなんですね。どっちがいいかをテストするというのが市場化テストの考え方なわけですね。

逢見委員 入札によってそのコストの低い方に落ちるという場合に、社会的弱者が本来ならば受けられたはずのサービスが受けられなくなる可能性があるのではないかと懸念されます。

八代諮問会議議員 ですから、それはコストだけでなく、職業紹介のパフォーマンスも併せて入札するんですね。市場化テストの場合は、当然のことですけど。

花見座長 それと同時に、逢見さんが心配されるように、民に任せれば、確かに落ちる部分があるんだけど、だからナショナルネットワークをつくって最低限のことはやるというのが条約の趣旨なんです。

逢見委員 そうです。民間提案では、ネットワークから切り離して民間に移せと言っているわけですよ。それは心配なんです。

花見座長 切り離すというのは、よくわからないな。

逢見委員 包括的民間委託と言っているわけです。

花見座長 包括的というのは、一つの紹介所を、ハローワークを移すという話でしょう。その結果、ナショナルネットワークとして、そこに条約が要求しているサービスがプロバイトできないようになる場合、問題だというのが僕の考え方です。だから、出すこと自体が悪いというのは到底言えないだろうと。

逢見委員 別に少数意見でも構わないんですけども、無料という概念にこういうものもあるんじゃないか。委託費も含まれるんですということですか。

花見座長 そういう解釈も、条文解釈としては成り立つと思うんです。

山本委員 ここのところ、逢見委員から何々であるとの懸念が表明されたと、これを救済するために云々と、座長が言われたことを加えておけば、それでよろしいんじゃないですか、違いますか。懸念は確かにおっしゃるとおりあると思うんです。十分あり得ると思います。

花見座長 だからこそ、この条約はナショナルネットワークで、必要なサービスを提供する、そういう趣旨だと思います。

櫻井参事官 2つ目の見解は落とすということですか、残したままにということですか。

花見座長 いやいや、残して。そういう見解もあるけれども……。

櫻井参事官 残したままで、そういう御懸念、要するにサービスの質の低下を民間に招くという懸念があるけれども、それに対しては指揮監督、市場化テスト等による監督によって対応できるんじゃないかという御見解もあったと、両方の御見解を書くということですね。

山本委員 私はそういう意味です。

花見座長 ここはあんまり議論されていなかったんですが、よろしいですか。

櫻井参事官 中間搾取の禁止とおっしゃいましたけれども、ここに書いてある、要するに対価を労働者から取ることは当然できませんし、企業から取っても労働者に転嫁されると、それが中間搾取になる、そういうことでよろしゅうございますか。

あと、公平性みたいな議論はないんでしょうか。企業から手数料をもらえば、もらったところに有利に取りはからうこともあり得るように思うんですが、そういうのは、無料の概念には入ってこないんですかね。

花見座長 これは条約ができたころの頭で、ともかく費用をとることが問題なので。

櫻井参事官 わかりました。

花見座長 この次、職業安定機関の数及び配置ですが、これはどうですか。

逢見委員 最初の「 」ですが、「第3条に適合するかの判断は、第一義的には、各締約国の合理的な裁量に委ねられている【小寺委員】」、後ろの12ページの「 」の*印ですか、「上記2」というところに、「民間委託した機関を全国的ネットワークから除外し、かつ、残余の職業紹介機関が第3条その他の条約の規定に合致する全国的ネットワークを構成すると考えられる場合には、条約違反の問題を生じない」と書かれています。第3条の条約違反というのは、基本的には各国の裁量であるというご見解ですが、第3条に合致する部分

と残余の職業紹介機関についての判断は全部各国が考えればよいということなんですか。

櫻井参事官 ネットワークから切り離しのところの判断だということですか。

逢見委員 つまり、ネットワークから切り離れたハローワークがあって、これは第3条に合致するものではない残余のハローワークがあって、ネットワークを構築するものがあるというときには、その判断も全部各国の裁量でできるということでしょうか。

小寺委員 一義的に裁量と言ったのは、第3条に書かれている様々なことは、第一義的には裁量だというように私はここでは申し上げたつもりです。

さっきから私が申し上げているのは、ネットワークは切り離さなくてもいいということをお前から申し上げていたということです。つまり、あるネットワークがあって、そのうちの一部が、場合によると条約上のネットワーク内にあるとは言えないものがある、それも含めてネットワークになっているかも知れないけれども、外から見たときは、その部分を見ないでもちゃんとネットワークと評価できれば良いというのが、条約の解釈だと思います。

櫻井参事官 要するに切り離さなくても、民間委託した機関を控除して、残余を見たときに、ネットワーク性が維持されていればよいと。

小寺委員 それでいいんじゃないかと思います。

櫻井参事官 ネットワークを切る必要すらないと。

小寺委員 切る必要すらないというふうに私は思います。

櫻井参事官 なるほど。そこはそうすると、次のネットワーク性のところ、11ページのところの5の2つ目の「 」のところの書きぶりだと思いますね。

小寺委員 そうですね。

櫻井参事官 「オフィスのネットワークであればよい」というのは、要するに、つながっていてもいいというわけですね、逆にいけば。つながっても構わないと。

小寺委員 つながったら、そこを外して、外から見ればネットワークになっているわけですから。

櫻井参事官 そこはいろんな意味で連携とか、本当の意味での従来のネットワークは全く同じであっても、そこを除外してネットワーク性が維持されていると観念できればよいと。

小寺委員 そうです。それがさっきの結果の話と繋がるわけです。

櫻井参事官 わかりました。それは最後の結論にもかかわってきますね。ネットワークを外す必要もなく、外してみれば、外して計算すればよいということですね。

小寺委員 そうです。

櫻井参事官 わかりました。

逢見委員 10ページに見解が一致したとあるんですけれども。

小寺委員 それは一致していない。

逢見委員 審議会は三者構成であって、例えば北海道にハローワークが一つあればいい

というふうに決めるときに、稚内、網走に住んでいる人は、とても札幌まで行けない。それは第3条違反じゃないかということで、労働者から訴えられるわけですね。だから各国の合理的という範囲はあるんだけども。

櫻井参事官 ですから、そこは合理性を超えるかどうかということで、裁量権の逸脱という……。

逢見委員 それは労働者から訴えられるということなんです。

櫻井参事官 そこはそういうつもりで書いたんですけども、裁量権の逸脱は当然あり得ると。それは違反だ、違法であると。

吾郷委員 それは誰が判断するんですか。

櫻井参事官 そこはどうなるんでしょう。最後は国際司法裁判所に行くということになるんでしょうか。そこはどう理解すればよろしいんですか。

花見座長 それは国ですよ。

櫻井参事官 一義的には解釈権は国だと。

花見座長 それはILOの監視機構で問題になるということではないんじゃないですか。

櫻井参事官 ただ、それは解釈権の問題ではないという理解ですよ、ILOの監視機構については、後でまた戻って議論していただきますけれども、有権解釈権はないけれども、問題になり得ると。

花見座長 国際法の専門家の方がそうおっしゃるのなら。

吾郷委員 私、帰国子女なものですから漢字がときどきわからないんですが、「一義的」というのは、厳密に言うとどういう意味ですか、もうこれ以外にないと。

櫻井参事官 「プライマリーな判断は」という感じで。

吾郷委員 プレリミナリー。

櫻井参事官 プレリミナリーというか、プライマリーですね。プライマリー判断は各国だと。それを二次的に見て、おかしければ、それはノーという意味です。

吾郷委員 ということですね。

花見座長 プライマリーというのは、そういう意味で使っていたの。

櫻井参事官 違うんでしょうか。

花見座長 僕は帰国子女じゃないけど、そういう使い方はしないけれども。

櫻井参事官 いい言葉があれば。

花見座長 第一次的ならわかるけれども。

櫻井参事官 第一次的には……。

花見座長 これは国の実情によっていろんなやり方があるんで、それはもう国でお決めくださいと。それでここで要請されているような前提条件が満たされていなければ、問題になりますよと。そういう話だと思うんです。

吾郷委員 もちろん、ここは一番最初の報告のときに申し上げたように、ちょっと皆さんと意見が違うところで、一義的あるいは一次的か知りませんが、国が判断権のあ

る、これは一般国際法上そうなんですけれども、ILO条約の場合は、最終的に監視機構による、私の言うところの準司法的手続が整っている場合においては、その解釈に収れんしていくべきだと。国内裁判所の判決もそこに収れんしていくべきだというのが、私の見解ですから、国が勝手に自分の好きなように判断していいわけではないというふうに思っていますが、そういう意味でも、私はこの「見解一致がした」というところには入らないと思います。

もちろん、山本先生そのときに、それは紛争解決というレベルとは違うんじゃないかとおっしゃって、そのとおりなんですけれども、私が準司法的という場合は、もっと広くとらえておりますので、紛争解決だけじゃなくて、国際法の一般的な判断といいますか、大議論になるかもしれませんけれども、その中では、あるいは解釈は必ずしも一時的、まさしく一時的には国内に任せられているかもしれないけれども、最終的にはそうではないのではないかというのが、私の考え方です。

花見座長 あまり違わないと思うんだけどね。要するに、ナショナルなシステムは主権国家である国がつくるのが基本なんで、それがこの条約に適合しているかどうかというのは、その国もなるべく適合するように努力すべき義務を負っている。そしてもし適合していなければ、ILOの監視機構で問題になりますよと。そういう話で、別にそんな難しいことだとはちっとも思わない。

吾郷委員 一つ具体例を申し上げますと、サウジアラビアが111号条約、差別禁止条約を批准して平等だと言っているわけですよ。だから、シャリア法の下においては、我々が言うところの女性差別は差別にならないと解釈するわけです。それで通る、一義的にサウジアラビアはそういう解釈をしている。私はそうじゃないんじゃないかと思えます。

花見座長 ちょっと違うのは、111号の場合は的に差別の問題でしょう。これは実体法的な判断で、88号は制度の話だから、具体的な制度をつくるのは国が第一次的な責任を持ってやるわけで、差別が行われているかどうかというのはちょっと問題が違う……。

吾郷委員 それは小寺意見で、全体的にプログラム規定だというふうに思えば、そうかもしれませんが、私もそこはちょっと違って、これはプログラム規定じゃないんじゃないかと。

山本委員 その基本的な問題はあると思うんですが、その前に吾郷さんがおっしゃっていることは、紛争の中に条約の解釈及び適用とあるんです。適用の問題なんですね、今の御指摘の問題は。解釈というのは、ある条文についての最終的な解釈、それは第一次的には各国がやるし、それを繰り返しとなると、このILOの委員会ではだめだと。それをやるなら、ICJかなんかですよ。だから、この委員会でやるのは、適用の仕方について、条約の趣旨から言っておかしいよということは十分にやるし、それが本分だろうと思うんです。だから適用じゃないかと思うんです。あまりうるさい話は、それ以上言いませんけれども。

櫻井参事官 いずれにしても、さっきおっしゃったように、私にも差別の問題と違うと

思われるのは、数や配置の決定は、国ごとに異なる地理的状況その他の事情を勘案してやるわけですね。何箇所と書いていないわけなので、相当幅の広い裁量的判断は、いずれにしても、各国でできるんじゃないかと思うんですけれども。

小寺委員 この問題は3つのレベルの議論が混じり合っているんです。第1はそもそも条約の解釈権は誰があるのか。これはどんな条約についても問題になりえます。

第2番目の問題は、88号条約について、私と山本先生みたいに、基本的にプログラム規定的に考えている先生と、そうじゃない先生との違いがあるわけです。第3のレベルが、3条の条文に即して、どの程度幅があるのかという問題です。

櫻井参事官 今議論したのはそこなんです。

小寺委員 だから、この第3のレベルだということを前提にした上で、一致できるかできないか。こういうことじゃないかと思うんです。

櫻井参事官 おっしゃるとおりです。解釈権そのものの話は別の話なので。手続的には、これはたしか逢見先生からも御指摘いただいたように、この網状組織の構成は、3条2項で、一定の要件に基づいて見直しなさいと書いてある。その見直しの主体は国なんですよね。各主権国家の中でやってくれということなので、そういう意味で言っても、(監視機構が絶対にノーと言えないわけではないとしても、)あくまでも一義的には国が判断する。そういう意味で、ほかの条文に比べれば、この条文の解釈としての幅は広いということで、合理的な裁量に委ねられていると書かせていただいたんです。

花見座長 ただ、3条2項は非常にはっきりしているんです。時代の変遷とか、社会状況の変化に応じて状況は変わってきて、必ずしも十分に要件を満たさなくなったら再検討しなさいと。つまり、国がイニシアチブをとって第一義的に決める制度の問題だということなんで、いわんや役所が、厚生労働省が言っている、今ある数を、一回決めたら絶対減らせないとか、そんな話は到底通用しない。

吾郷委員 小寺さんの整理で、私は納得しました。3条の2項の解釈としてという限定の上では同意します。

櫻井参事官 それでは、どうしましょう。基本的にこれによろしゅうございますか、あるいは概ねぐらいですか。

花見座長 それから4条の解釈、これも advisory committees というのは、いろんなものが国によってあり得るわけで、必ず特定の advisory committees でなければいけないなんていうことは、条約は全く言っていないんです。ということだけ、だから、この10ページの一番下から2番目の は、吾郷先生の名前の入っているところまでは、一般に妥当だと思うんですけれども、逢見委員の今の労働政策審議会だというのは、必ずしもそんなことは言えないだろうと。實際上、労使の代表の意見を聞くような機関、これは suitable arrangements ですよね。というのが条約の趣旨だと思います。国内で今の労働政策審議会で行うかどうかというのは、これは政策判断の問題だろうと思いますけど。

吾郷委員 ただ、これは皆さん御存じだと思うんですが、恐らく日本政府は、この4条

の定める委員会だと、三者協議だというふうに報告して、ここでILOがそれについてOKと言っているんだと思うんです。

逢見委員 ですから、これは新しくそういうものをつくれれば別ですけども、現行、我が国においては、第4条を満たしているのは労働政策審議会しかないんですよ。

櫻井参事官 むしろ、そこも含めて、現在、この要件を満たす日本の労働政策ということで、労働政策審議会で作るということは、皆さんそうだとおっしゃっていただけますか。

小寺委員 私、よくわからないんですけども、さっきの花見先生おっしゃった訳の問題にも関係するんですが、advisory committees を審議会と書きちゃうと何か変な感じがします。

花見座長 こういうところは非常に問題なんですよ。

小寺委員 むしろ助言機関ですね。

花見座長 そうですね。

吾郷委員 これも監視機構の判断の一つに、どこかの国からの諮問があって、advisory committees の意見を必ず聞かなければいけないのかというような質問に対して、いや、そうではありませんと。それは十分にそこで議論しなきゃいけないんですけども、最終的には国の判断ですという回答が出ていますから……。

花見座長 advisory committees ですか。

吾郷委員 ええ。もちろん、国の事情によって、それが本当に実質的に審議がなされるところと、そうでないところがあるかもしれませんけれども。

花見座長 では、その辺まで、大体10ページまでどうですか。よろしいですか。あとはネットワーク性か。

櫻井参事官 あとはネットワークのところと、多分、「6」のところは、もし時間との関係でスキップしていただいて、むしろ「3」に行っていただいて、また時間があればお戻りいただいた方がいいと思うんですが、ネットワークのところは御議論いただければと思います。

小寺委員 最初の見解が一致したというところがありますよね。ここは私がさっき申し上げたように、国内の話と国際で要求されている話とまた別物だということに思っています。

櫻井参事官 88号条約の対象になるものは、2条、3条、6条に従わなきゃいけないという以上のことは言っていないんですけども、右のネットワークに組み込まれたという、ここがひょっとしたら切り離せないように読めると。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 わかりました。むしろ、前半だけであればいいということですね。

小寺委員 問題ないです。

櫻井参事官 構成する必要があることで見解が一致したと。後ろはむしろ余分と。

逢見委員 すみません。ちょっと戻っていいですか。その前に11ページの「厚生労働省

の見解を支持する意見は示されなかった」という、「余りのハローワークというものはない」という厚生労働省の見解を支持するとか、支持しないというつもりで、私はその見解を述べたのではなくて、私は、必要以上に設置したとしても、そのことは条約違反にならないという意見で発言しました。むしろ、利用者にとっては好ましいということであって、それと厚生労働省の見解を支持するかどうかというのは、別にイコールではありません。

櫻井参事官 要するに、厚生労働省の意見を支持する余地があるということですか、逢見先生がおっしゃっているのは。

逢見委員 「余りのハローワーク」というものはないということについて、厚生労働省はそうお考えになるならそうかもしれないけれども、別に余りがあったって、我々は構わないと思っているわけです。

櫻井参事官 そうなんですけれども、厚生労働省は今は「余り」がないと。つまり、3条を満たすぎりぎりがある数なんだと言っているわけです。それを支持するかどうかということなんです。本当に、現状から1箇所でも減らせば3条違反だとまで言えるんですかということなんです。今までの議論というのは、一義的には国の裁量だという考え方からすると、1個減らすか、1個増やすかというのは、もちろん合理的な判断があればできる、ということなのではないか。そういう意味では、厚生労働省の見解への支持はなかったというふうに理解をしたんですけれども。

吾郷委員 そういう問題設定が前回あったかどうか忘れまして、それに同意したか、しないかということも、私も……。とりわけ、それはかなり政策判断でして、我々国際法の専門家ができる問題ではとてもないし、現場の人の判断が重要になります。国際法ということになれば、ILO条約の中で、そのための三者協議が、そこに3条、4条があるわけですから、そこでの判断が尊重されるべきであって、そこでいいと言われているのであるならば、恐らく、そうなんだと。

櫻井参事官 要は実態を見ないと判断ができないと。厚生労働省がおっしゃっていることについて、今、我々が抽象的にこれがいいとか、悪いとか言えないということですね。

吾郷委員 そうということです。

櫻井参事官 であれば、最後の厚生労働省の見解を支持する意見はなかったというのは消しておきましょうか。

吾郷委員 ええ。 櫻井参事官 了解いたしました。むしろ、逢見先生の意見をここに書かない方がよろしいしゅうございますかね。

花見座長 いや、それは構わない。

櫻井参事官 よろしゅうございますか。ここまで示されたということでわかりました。最後の一文だけ消させていただきます。

花見座長 プラスアルファは当たり前なことなんでね。条約は最小限要求しているんです。

八代諮問会議議員 ただ、そこが大事な点でね。この厚生労働省の政策判断ということ

は当たり前のことなのですが、向こうは条約解釈としてだめだと言っているんですね。だから、それは国際法の専門家から、そういう条約解釈がいいか悪いかは御判断していただきたいということです。

花見座長 だから、3条違反にならないという小寺先生の意見、僕も賛成だし、多分、皆さんも……。

八代諮問会議議員 条約違反とはならずというところはいいわけですね。

花見座長 それは吾郷先生もいいと。僕は当然だと思っただけ。

吾郷委員 ちょっと待ってください。どこですか。

花見座長 11ページの一番上の段。

吾郷委員 それはそうですね。

櫻井参事官 ここは小寺先生だけではなくて、花見先生、吾郷先生……、山本先生も……。

山本委員 はい。そこで切っちゃっていいんじゃないですか。条約違反となるわけではないでいいんじゃないですか。

櫻井参事官 ただ、そうなると逢見先生もそれでよければ、よろしいですか。

逢見委員 はい。よろしいです。

花見座長 その後のネットワーク性のところはよろしいですか。

櫻井参事官 小寺先生からいただいた意見がありまして、そこは修正させていただきます。要するに、切り離さなくてもいいというお話ですよ。そこを除外して計算しても成り立つならばいいと。切る必要はないと。

花見座長 そこまでいいですか。

逢見委員 ネットワークを切り離すというところが、12ページのところに出てきますけれども、情報ネットワークとイコールではない。これはそうだと思うんですが、じゃ、切り離す、除外するという場合は何を意味するのかというのが、職業紹介業務に関して言えば、情報ネットワークとしてとらえるべきものは、求人・求職情報なんですよ。これを切り離したら、求人・求職情報提供というのは、自前の自分たちで集めてきた閉鎖的な情報しかないということになるんですけれども、そういうことを意味するんでしょうかね。

花見座長 ちょっと言われる趣旨がわからないけれども、民間に委託して、民間がやっている、その業務がネットワークから外れちゃうのがいけないということですか。

逢見委員 全国ネットワークがあって、そこから除外すれば、条約違反ではないという解釈ですよ。

花見座長 それを外しても全国ネットワークとして、条約の要件を満たしていれば、何も問題はないというのが我々の考え方……。

逢見委員 除外するということは、求人・求職情報から遮断することなのかと。

花見座長 どうして遮断するんですか。

逢見委員 今は情報ネットワークの中に全部求人・求職情報を集めて、そこから取り出しているわけですよ。

花見座長 それはナショナルなネットワークはそうですよね。その一部が民間に委託されたかといって、何でネットワークが機能しなくなるのか、よくわからない……。

櫻井参事官 小寺先生の御意見だと、そもそもネットワークから除外する必要がないから、極端に言えば、今までと何ら実態が変わらなくてもいいと、そういうことですね。

小寺委員 そういうことです。そこから除外して見たときにネットワークになっていれば良いと思います。

櫻井参事官 計算上除外すればいいので、実態を全く変えなくても、民間委託ができるという、そういう御趣旨ですよね。

山本委員 そうすると、「かつ」というのはおかしいんじゃないの。除外してもじゃないの。

櫻井参事官 ここは小寺先生の御意見を前提にしていなかったなので、あくまでも切り離さなきゃいけない前提で書いていましたので、そこは小寺先生の御意見で皆さんが一致されるのであれば、逆に除外する必要すらないと。単に計算上除外すればいいということで、そういう理解ですけれども、そこで皆さん御一致なのか、それともネットワークから外さなきゃいけないということなのか。

小寺委員 私、申し上げたのは、今のものも前提だけれども、民間にもいろいろ職業安定所がありますよね。そことまたネットワークを結んだとしても、それは別に条約の問題とかと関係ない話です。

花見座長 それは僕の言う、競争、協力、それで何の問題もない。

小寺委員 ただ、情報ネットワークの具体的なものがどうだという話とは関係ないということも申し上げたかった。ちょっと表現が悪くて申し訳ありません。

櫻井参事官 そこでおっしゃっているネットワークというのは、情報ネットワークのことですか。

小寺委員 いや。

櫻井参事官 じゃなくて、そもそもここで定義するネットワークから、別に切り離す必要すらないと。

小寺委員 それがさっき申し上げた結果ということですよ。

櫻井参事官 そうですね。そうすると、私もちょっと理解していなかったのですが、ここはあくまでも、何らかの意味で切り離さなきゃいけないという前提で書いておりますので、ただ、切り離すのは情報ネットワークである必要はないと。ここでネットワークはオフィスのネットワークなんだから、情報ネットワークはつながっていても、切り離したと言える状況があるはずだという前提で書かせていただいていますけれども、更にそんなことをやる必要はないと、一切変える必要はないと。

花見座長 そこまでよろしいですか。

櫻井参事官 ところで見解の御一致があったということでもよろしゅうございますか。逢見先生とかも、そういう感じで。

花見座長 逢見先生は少数意見で残しておいてもいいよ。

逢見委員 これは公務員性というのがつながるので残しておいていただきたい。

花見座長 そこはそうなんです。つながっちゃうんですね。

逢見委員 だから、全国ネットで切り離さなかったら、それを公務員でない人がやっていいのかということになるんです。

櫻井参事官 小寺さんがおっしゃったのは、公務員だけでやっているところだけで、ちゃんとネットワークを維持できているという判断ができればいいということですよ。それと民間がやっているのがつながっているか、つながっていないかは関係ないと。公務員のところでネットワークという条件を満たすような形になっていければいいということをおっしゃっていた。

小寺委員 そうということですよ。

花見座長 よろしいですか。6はそうすると、これは……。

櫻井参事官 そういう理解でよろしゅうございますか。そうすると、ネットワークを切り離す、切り離さないという議論は全く要らなくなっちゃうんで、解釈は楽になりますよ。

小寺委員 そうすると、公平性の議論もほとんど要らなくなっちゃうんですよ。

吾郷委員 どうして。

小寺委員 要するに、一つか、二つオフィスを切り離して、外から見たときは、ネットワークの構成要素とは見ないけれども、中ではつながっているんだということで構わないということですよ。

櫻井参事官 条約の解釈をするときには、そこを見ないと。

小寺委員 そうそう。

櫻井参事官 それだけの話ということですよ。

花見座長 いいですか。

櫻井参事官 それでよろしゅうございますか。もしそうだとすると、かなり書きかえなければいけませんので、除外しという訳も残余のないもので構成していればいい。除外しなくてもいいということですよ。

小寺委員 条約上そう評価できればいいということですよ。

吾郷委員 除外した部分というのは、何をやるんですか。

櫻井参事官 民間委託をして、今までどおり職業紹介業務を行う。ただし、公務員ではない職員が行うという趣旨です。それは条約上の職業紹介機関とはカウントできないので、そこはカウントしないで、残りの公務員がやっているものだけで、ネットワークがちゃんとできているかということの評価をして、できているという判断ができれば、条約違反ではないと。

小寺委員 そうそう。

吾郷委員 それはハローワークとは呼ばないんですね。

櫻井参事官 ハローワークは日本語なんで、条約上の職業紹介機関とは呼ばないという

ことです。ただ、日本でハローワークという言葉とか、職業紹介安定所という概念が、ILO88号条約の概念と一致する必要はないと考えています。実際、今でも一致していない。例えば、人材銀行はハローワークの一部ですが、88号条約の対象外だ、と厚生労働省もおっしゃっていますから、そこは一致しなくてもいいということだと思います。

逢見委員 具体的なイメージとして、東京都内の新宿、渋谷があって、渋谷は除外したと解釈して、新宿は条約上の全国ネットワークに入るといえるときに、しかし情報は一緒につながっているといえるときに、どこがどう違うのでしょうか。こっちは民間がやっていて、こっちは公務員がやっているということの違いだけで、業務は一緒なのではないでしょうか。

櫻井参事官 でもいいということですね。別にしても構わないんでしょうけれども、一緒にしても構わないという趣旨だと思いますが。

逢見委員 それは第6条で定めている公共職業紹介業務を渋谷もやっているということになりますよね。

櫻井参事官 6条でやってもいいし、やっていなくてもいいということです。というのも、条約の対象外ですから。対象外だから6条の制約がかかっていないので、6条と同じことをやることもいいし、やっていなくても構わない。そこは自由だと、こういうことだと思います。

花見座長 そのかわり民間で抜けた部分を全体として、カバーできているかどうかという、そこが問題なんです。それは多分パッとやっちゃったときに、問題が起きるかどうかというのは、やってみないとわからないというのは無責任だけれども、個別的な案件、具体的な問題だと思うんです。僕は結果的に違反が起きる場合もあり得ると思うんです。

逢見委員 ハローワークと名乗っているかどうかは別にして、渋谷で受けたサービスと、新宿で受けたサービスが違うという結果が出たら、やはりうまくないだろうと思うんです。

花見座長 違ったって、渋谷の民間のやつはよくないから、ほかに行けるという保障があればいいわけです。そういう条件ができれば、ナショナルネットワークはあると、そういう話なんです。

小寺委員 私が申し上げた状況になったときに不都合が起きるかもわかりません。確かにいろんな不都合が起きるかもわかりません。ただ、不都合が起きる起きないは、条約上の問題ではなくて、労働政策上の問題で、そこは労働政策として御判断いただければいいだろうというように私は考えているんです。

八代諮問会議議員 質を上げるために民間委託するんで、必ず民間にしたら落ちるという前提で議論していただくのは、ちょっとどうかと思うんですが、それは官だって質の低いところは当然あるわけですから、というか、それが市場化テストの考え方だと。

花見座長 僕は競争すればいいと思うんです。そこが競争のゆえなんです。よろしいですか。

逢見委員 一致したかどうかという部分は後で書きぶりを見て考えます。

花見座長 ちょっと書き方にもよるから。

櫻井参事官 今の点を踏まえて、書き直ささせていただいて、それをごらんいただいて御判断いただければいいと思います。

花見座長 だから書き方は工夫した上で、場合により逢見先生が異論があれば少数意見で付け加えていただければいいと思います。

それで「6」はもういいですか。僕は韓国のもは興味深いというんだけど、これ吾郷さんね、FKTUってひどい組合でしょう。全部在籍専従で会社から給料もらっているんですよ。それで自分はILO条約にも劣るような運動をやっていて、ILOに持っていくというのも相当なものだと思うよ。この組合は13年間抵抗して、組合の法律変わったのに、あれ実施延期、延期で13年間頑張っているんで、これがILOに行くというのは相当なものだと思うんです。

吾郷委員 興味深いという意味は、まだ判断を出していない、監視機構は出していないので、どういう判断をするのかが注目されるということなんです。仮に、これで構わないじゃないかというようなことを言うんだったら、これはオーストラリアについて無言であることの意味がわかるんですけれども。

花見座長 そういう意味ですか。これは逢見さんが今日出してくれたものは、要するに、民間の相談員というのは……。

逢見委員 雇用主は国なんです。それから雇用契約も1年契約ではなくなりました。

花見座長 だから、民間職業カウンセラーを国が雇っちゃっているわけだ。そうすると、公務員ということですかね。

逢見委員 公務員でしょうね。

花見座長 要するに、1年契約だから、ちょっと身分保障があるといえるかどうか疑問がありますが……。まあ、いいですわ。

八代諮問会議議員 国が雇っていれば、必ず公務員なんですか。そこの例外はないんですか。韓国の法制はよくわかりませんが……。

櫻井参事官 日本はみんな公務員でしたか？

事務局 日本では、国については、一般職、特別職の国家公務員以外の勤務者を雇ってはならないという趣旨の規定が国家公務員法にありますので、ごく一部外国人について例外がある以外は、公務員以外の人間は雇えないことになっています。

櫻井参事官 地方公務員も？

事務局 地方公務員法には、そういった規定がありませんので、あるいは雇える余地があるのかもしれませんが。

櫻井参事官 実際にはあまり行われていない？

事務局 実際にそういう例があるという話を、私は聞いたことがありません。 花見座長 それでは1の方に返りますか。よろしいですか。

櫻井参事官 14ページの を是非、1番から。

花見座長 が一番大切なんだ。すみません。失礼いたしました。

達見委員 の前に 14 ページの花見座長の豪州の事例が、当初抵触しないことが国際的な常識になっているからという部分は、そういう見解は見解でいいんですけども、私は国際的な常識とは思いません。

花見座長 ヨーロッパの主要国の連中が集まっていたけれども、誰もそんなことは考えもしないというのが実情です。

吾郷委員 ただ、現実にオーストラリア以外はすべて公的な職業紹介所を持っているわけですね、アメリカも含めて。ですから、これが常識かどうか……。

花見座長 だけど、この前申し上げたように、要するに公的なものに対する評価がものすごく低いんですよ。ろくな労働者が回ってこない。だから、民間は絶対バンバンやるべきだと。そういう頭になっちゃっている。僕はむしろ、国際的には保守的なんですよ。

吾郷委員 強いものが勝つ論理です。

花見座長 公的なものも意味があるよということを強調しているんだけど、ほかの連中はほとんど耳を貸さない。

櫻井参事官 それでは、これに対する御異論もあったということをやっと追記させていただいて、こういう意見もあるし、常識ではないという意見もあったと。

花見座長 労働学者だけの常識かもしれないけれども、でも、ILOの人も何人かいたしね。全然、そういう議論は出なかった。

「 」はよろしいですか。ちょっと順序があれですけども、最後の図表のところの「(解釈 1)」の 2 段目のところは、櫻井さんさっきおっしゃったハローワークの一部の職業紹介じゃなくて、一部のハローワーク……。

櫻井参事官 一部のハローワークの全体業務なり、職業紹介業務をとというふうに、「包括的に」という言葉も入れさせていただきます。

花見座長 その「(解釈 2)」の方は、このままでいいの。

櫻井参事官 「(解釈 2)」の方もハローワークの一部のところは同じようになります。ですから、16 ページをごらんいただくと、16 ページの真ん中あたりに、このような解釈に対するというところで、ハローワークの一部という表現が非常にあいまいなものですから、民間議員提案については、一部のハローワークのすべての業務、すべての業務というのは、失業認定とか、そういうものまで全部出すというオプションと、それから職業紹介業務だけを出すというオプションと両方一応あり得ますが、いずれにおいても解釈は変わらないと思いますので、それをはっきりさせるために、こう書かせていただきました。付表の方を直し忘れておりますので、同じように直させていただきます。

達見委員 15 ページの真ん中あたりに括弧がありますよね。「(9 条の『staff』は幹部職員ないしは公権力の行使を担う……職員は含まれない)」という、これはこういう解釈はあり得るのかもしれないけれども、それでいいんですかね。

櫻井参事官 「(解釈 1)」というのは、こういう前提に立っているということで、「(解

釈 2)」はこういった前提に立っていないわけで、「(解釈 1)」場合は、staff の定義の範囲をかなり限定しておりますということを書いているだけでございます。したがって、これが一致したということではないんです。書き方が悪いかもしれませんが、表で申し上げましたように、17 ページにあるような二つの前提に立つと「(解釈 1)」が成り立つと。二つの前提というのは、staff というのを狭く解するということと、無料というのを委託費をもらった場合も無料だと言えるという二つの前提に立つと、「(解釈 1)」が成り立つ。前提を先に書いた方がわかりやすいかもしれません。

逢見委員 「(解釈 1)」の前提、「(解釈 2)」の前提というのが読み取りにくいですね。

櫻井参事官 ここに書いてあるのは前提なんで、それがわかるように、もう一度書き直してみます。

小寺委員 さっき申し上げたようなことは、「(解釈 3)」くらいになるんですかね。

櫻井参事官 「(解釈 3)」なのか、さっきのように、もしそこで一致されるなら、それは「(解釈 2)」に置きかわるんです。つまり分けなくてもいいと。

小寺委員 だったらあと何も関係ない。

櫻井参事官 ですから、「(解釈 2)」で書いてあるところで、私の方は「当該ハローワークが、公務員が運営するハローワークと上記の意味でネットワークから除外され」と書いてありますが、「除外」は要らないということですね。残余のハローワークによって、3 条を満たすような構成ができていればいいと。それだけだと思います。ということなので、「(解釈 2)」が変更される。あるいは逢見先生のおっしゃったように、さっきのネットワークのところについて御異論があるようであれば、「(解釈 2)」と「(解釈 3)」ができるということです。

花見座長 15 ページのところも 16 ページのところも両方囲った * マークの付いているところは、これは本分に入れるかどうか.....。

櫻井参事官 入れるということによろしければ、それでそう書きたいと思います。手続的には 5 条に基づいて審議会の、さっきの話だと労働政策審議会に諮問ないし諮問する必要があるというふうに書かせていただく。ただ、4 条なのか、5 条なのか、細かい話なんですけれども、5 条じゃないかと思うんですけれども、職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は諮問しろと書いてありますが、4 条の suitable arrangements というのは、何を意味しているのか、私、よくわからなかったんですけれども。

花見座長 僕は 4 条だと思いますけれどもね。5 条はもうちょっと政策だから。

逢見委員 アレンジメントは、必ずしも協定してサインするということまでを求めているわけではないだろうと思うんです。それぞれ労使の代表に集まってもらって諮ればいいんじゃないかと。それで合意できれば。

櫻井参事官 それから今の件ですが、 - - あくまでも法律論ですけれども - - 合意が必要というふうに理解する必要があるのか、それともアドバイザーですから、さきほど吾

郷先生がおっしゃったと思うんですけれども、諮問して結果については拘束力が極端に言えない。「ない」という言い方がいいかわかりませんが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

吾郷委員 究極的にはアドバイザーですね。

花見座長 これは国によって合意になっているところもあるけれども、条約はそこまで要求しているはずがないしね。

吾郷委員 144号条約の三者協議もそうなんです。

花見座長 在野の方が重要なんでね。

吾郷委員 でも、ハローワークは別に民間に委託するのが徹底するかどうかというのは、これは5の方に、general policyという感じがしますけどね。まあ、どっちでもいいことですが。

櫻井参事官 4条にも5条にもいづれにしても諮問が要ると。

花見座長 これは4条または5条というふうに書いておけばいいんじゃない。

吾郷委員 私もまだ引っかかるところはあるんですけれども、具体的にイメージとして渋谷と新宿の、渋谷の方を完全に民間の職業紹介所にしてしまうということですね。

櫻井参事官 民間委託ですけれども、「民間の」と言っても……。

吾郷委員 委託で公務をするわけですか。

櫻井参事官 国からお金をもらって職業紹介業務を行う。したがって、民営化ではありません。あくまでも職業紹介に必要な費用は民間事業者に対して委託費という形で国が払うということが前提です。

吾郷委員 やはり公務員のところで条約に引っかかると思うんですけれども、公務員でない業務、それこそ、私は清掃業という非常に限定しましたけれども、逢見委員が言われているような訓練であるとか、何とかという部分について除外して、そこを横に置いてやるのであるならば、それは一向に問題はないけれども、その中で公務員がやるべきというふうに条約が決めている業務まで、そこまでやるということになると、ちょっと別問題なんじゃないですかね。

小寺委員 だけれども、完全な私企業が職業紹介をやっても別にいいわけでしょう。

吾郷委員 それは181号で完全に認められているわけだから、181号でどんどんおやりなればいいんであって、公務がやるべき職業紹介というのまでやる必要はないというか、やれないというのが、この条約だと思います。

小寺委員 やれないんですか。181号で書かれているような条件を満たしても。

吾郷委員 それはできる。

櫻井参事官 さきほど小寺先生がおっしゃったのは、88号条約のもとでは、公務員以外はできない、国が88号条約の枠外でやることは88号の対象じゃないから問題ないだろうということだと思います。

吾郷委員 それは構わないんですが、やる部分が本来88号が予定している、山本先生的

なあれを使えば、公権力行使の部分を含む職業紹介を行う場合には、これは問題ありと。

花見座長 だから、そうすると、エンプロメントサービスそのものは、公権力の行使と
いうかどうかは別として、この条約がナショナルにやらなきゃいけないと要求していると、
そういう意味ですね。そうすると一切……。

吾郷委員 一切じゃなくて、一部は今でも民間委託しているようなものがあるわけです。
その分は外に出すと。

花見座長 そうすると、ハローワークをトータルでやるといけないと。それはなぜなの
かわからないな。

八代諮問会議議員 人材銀行の例を紹介してはどうですか。これは厚労省の見解として、
人材銀行という特殊なハローワークがあるんですが、これはネットワークから切り離され
ているから、民間に委託していいという厚労省の見解があるんです。だから、何をネット
ワークから切り離すか、外と見るか見ないかを政策上の判断ということは、既に厚労省が
そういうことを声明しているわけです。それとの関係はどうなんでしょうか。

吾郷委員 その部分については、今ハローワークが行っている業務のうちに、88号条約
が予定している公的な職業紹介業務というのに当たらないものについては、これは外に外
して構わない。

八代諮問会議議員 当たるか当たらないかは厚労省が判断していいわけなんですね。例
えば、人材銀行は当たらないと、他は当たるといふ半端なことを厚労省はやっているわけ
ですけれども。

吾郷委員 最終的には、88号条約の私の言うところのILOの監視機構が判断するんで
すけれども、一義的には国内の判断。その場合の一義的な判断は、外務省と厚生労働省だ
と思いますけれども。

八代諮問会議議員 であれば、それと同じことを再び厚労省がしてはいけないのかとい
うことです。ですから、今、人材銀行まではいいと言っているわけです。それをさらに言
って、例えば渋谷のハローワークを切り離して、人材銀行と同じ扱いにすると厚労省がし
たときに、突然条約違反になるのかということなんです。

小寺委員 八代さんのおっしゃる意味は、人材銀行もこの6条に書かれているような業
務を実際にやっているということでしょう。

八代諮問会議議員 だって職業紹介を現にやっているわけですから。

小寺委員 ということは、同じ業務をやりながら、何で一方を民間委託して、一方は委
託してはいけないのか。そういう差はつけられないんじゃないかということをおっしゃっ
ているわけですか。

八代諮問会議議員 そういうことかなというふうに考えているんですけれども。

逢見委員 人材銀行というのは、ホワイトカラーの専門職、管理職といった人たちを対
象にしているので、一般の職業紹介と区別して考えられる、つまり切り離せるという判断
なんですけれども。

八代諮問会議議員 それは吾郷先生がおっしゃったような清掃業務とは、かなりかけ離れているわけですね。幾ら相手がホワイトカラーだと言っても、基本的に言えば、職業紹介業務なわけですから、そうすると、かなり広がりますね。

逢見委員 ILOの監視機構はそれも公務員じゃなきゃいけないというかもしれない。その判断はわかりませんが、一応、セーフティーネットより上位の人たちですから、そこは切り離してもいいんじゃないかなと思っていいです。ただ、渋谷のハローワークを切り離すという例は、これはまさにセーフティーネットを担っている機能を切り離すことになるんじゃないかと考えます。

花見座長 人材銀行の対象になっているような人は、一切危険性がないという考え方なんですかね。民に搾取される危険性はないと。その辺がわからないんだよね。何でそんな区別をするのかな。特に高齢者とか、人材銀行、それは十分保護に値するんで、そういう人を民間の搾取に任せておいて、それはいいというのも非常に……。

吾郷委員 失業保険の認定はどうなんですか。それも民間がやることになるんですか。委託を受けた上で。ハローワークの業務の中に……。

櫻井参事官 さきほど申し上げましたように、一部のハローワークの全部の業務、または職業紹介業務の民間委託と書かせていただいたのは、選択肢としては両方あるだろうと。ただ、事務局としては、少なくとも88号条約の解釈との関係では、同条約が職業紹介業務を対象にしているわけですから、そのほかの業務が委託されるかどうかは、88号条約とは直接関係がないのではないかという理解に立っております。関係があるとすれば、それによって結論が違ってくるといふふうに考えなければいけませんけれども、あくまでもこの条約が対象にしたのは、職業紹介業務を民間に出せるかどうかということなので、ほかの業務を民間に出したらどうかということ、88号条約とは独立の論点ではないかというふうに理解しております。

吾郷委員 ただ、社会保険の認定その他、まさしく公権力の行使ですが、それが一緒になって、今ハローワークが運営されているわけですね。その部分も行っちゃうことになるんですか。

櫻井参事官 民間議員提案は、どう……。

八代諮問会議議員 それはですね、88号条約との関係ではまだ決まっておらず、両方のオプションがあるわけですが、もしよろしければ、それについても解釈していただければありがたいんです。ただ、これは国際法との関係かどうかがよくわからなかったのも、御質問の中にも入っていませんでしたが、つまり、失業給付と一体的にやる必要があるかないか、あるいは一体的にやるとしたときに、民間人がそれをやっていいかどうかということですね。これは事実行為というふうに、どこまで見るかという、また別のカテゴリーの議論になってくるわけですがけれども。

花見座長 民間に委託すると、どういう弊害が起きるんですか。官がやっていけば公正で、民がやると不公正な可能性が大というのは、よくわからない。

逢見委員 失業給付の部分ですか。失業の認定と給付というのは、認定する、しない、それから給付に制限がありますから、それは公権力の行使なんです。

小寺委員 私、それもわからないんですけども、保険ですよ。保険の認定なんて別に貿易保険であれ、普通の損害保険あれ、いろんな保険であれ、全部民がやっているわけで、これは公権力行使とはちょっと言えないんじゃないかと思うんです。

八代諮問会議議員 そこは少し補足しますと、失業保険の給付の認定は、当然、細かい細則に至るまで厚労省が定めるわけで、それに従って民間がやるという意味なんですよ。それはハローワークの職員がやっているのと全く同じやり方です。同じかどうかは事後的にもちろんきちっと統計的にも含めて判断する。濫給が起こるかどうかなんかということも含めてという考え方です。

花見座長 一番最初に半分冗談みたいに言ったけれども、刑務所というのは公権力の最たるものでしょう。それだって民間委託なんだから。いわんや失業の認定なんていうのは、なぜ国がやらなければいけないのか。

逢見委員 P F Iを導入している日本の刑務所では、懲役などの公権力行使に関わる業務を民間がやっているわけではないんですよ。

花見座長 そうじゃなくても、要するに、刑務所の民間委託というのはあるわけだから。

八代諮問会議議員 せっかくの機会ですから、もしよろしければ、措置について御意見をいただければ、それを聞いても非常にいいんですけども。

櫻井参事官 ただ、88号との関係かどうかというのを議論しないと。88条と関係がない問題を、いきなり議論するのはちょっと無理だと思いますが。

八代諮問会議議員 吾郷先生は、それは関連すると言っておられますね。

櫻井参事官 88号に関係があるという理解があるのかどうか。

吾郷委員 関連しそうだというふうな感じを持つんですけども、何せ substance、実体自体についての専門家ではありませんので、それについて有権的な判断ができるかどうか非常に自信がないですね。条約自体ないしは国際労働法の知見をもとに判断するだけだったらできますけれども、その結果として、12月の最初のときにも申し上げたように、結果として、我々がここで判断することが、本来、我々が判断する権限がない部分にまで、そういう結果を導いてしまうことについては、非常に躊躇があるということなんですよ。ハローワークあるいは職業紹介というものの中の公権力行使の部分がどこに当たるかとか、あるいはどこの部分を除外したらいいのかという判断になりますと、私はそう簡単にはできないし……。

花見座長 だから、条約がカバーしているかどうかね。つまり、employment service という概念の中に、失業の認定と保険が入るかどうか。失業の認定は、当然職業紹介やるんだから、失業しているということは当然なんでね。僕は密接な業務だから入ると思うんです。

吾郷委員 それはパブリックに行わなければならないと。

花見座長 パブリックだったら、必ず立派なことが行われるという保障があるといえるんでしょうか？。

櫻井参事官 この employment service は失業者しか使えないわけではないですよ。つまり、88号条約の中では失業認定はマストではないように思うのですが。

花見座長 それはそうです。

櫻井参事官 求職者であればいいわけですから、ですから、必ずしも88号条約が失業認定を前提にしているわけではないように思います。88号条約は6条で業務が書いてあるわけです。この業務をやるのが、この法律の employment service だということになりますので、この条文を見る限りは、失業給付の話は特に何もありません。したがって、88号の枠外ではないかという気はするんですけども。

逢見委員 そうしたら政策論としては、現在、ハローワークの中で一体としてやっていることを切り離すことがいいのかどうかという議論になります。

櫻井参事官 政策論が別途あると。条約解釈とは別に政策論は当然あり得るという前提でございます。

事務局 例えば、オーストラリアにおいては、失業者に対する給付は、労働政策というよりも、むしろ社会保障に近い形で行われていると伺っています。ですから、実際の運用上、給付と職業紹介がリンクすることは、あるのでしょうかけれども、条約に基づいて行わなければいけないという話には、必ずしもならないのかなというふうに思われます。

逢見委員 やはり、限定されたものであるということが、ちゃんとわかるように書いておかなきゃいけないですね。

櫻井参事官 限定としておっしゃるのは……。

逢見委員 要するに、あくまでも88号条約の範囲で解釈したということをしかり明記しておいてほしいです。

櫻井参事官 一応、それは2ページの冒頭のところで、「本報告書は、民間議員提案の88号条約との整合性について、法律的観点からの見解を整理したものであり、政策的な判断・提言を行うものではない。」ということで、射程距離は明確にさせていただいたつもりではございますが。

逢見委員 法律観点、これは条約解釈の観点だと思うんです。

櫻井参事官 条約解釈上の観点ですね。わかりました。

逢見委員 政策判断も、これも立法政策判断なんでしょうね。

櫻井参事官 立法政策というと、逆に政策を限定するという意味？

逢見委員 ポツです。

櫻井参事官 中ポツですか。「立法・政策」。

吾郷委員 最後の「本報告書を踏まえて、政府部内において」というところですけども、本報告書を一つの素材としながら、総合的に検討されるというのが、私の希望です。総合的という意味は、もう耳にタコができていられるかもしれませんが、三者構成というのが

ILO条約にありまして、この88号もあるし、144号、批准した条約もありますし、それをやらなきゃいけないわけですから、政労使の合意といいますか、諮問した上で国内政策が決定されなきゃいけない。政府部内だけではないということも押さえておく必要はあると思いますね。

櫻井参事官 立法政策的な判断ということと、本報告書を一つの素材として政府部内において総合的に検討されるべきだと。

吾郷委員 政府部内を……。

花見座長 立法政策というのは、限定しちゃうと新しい法律とか、法の改正とか、それだけになっちゃう。

櫻井参事官 先生おっしゃったのは、立法に限るんじゃなくて、立法判断・政策判断両方あるということですね。

花見座長 立法・政策判断。

櫻井参事官 「政府部内において」というのは、むしろ消しておいた方がいいという御趣旨ですか。

吾郷委員 私はそれでいいですが、ほかの方は？

花見座長 立法・政策的な判断？

櫻井参事官 立法・政策上の判断とか、立法上のというのが。

花見座長 「上」なんだ。

櫻井参事官 上にすれば。

小寺委員 「政府部内」の件ですけれども、これは諮問されたわけですよ。諮問か何かがあるわけですよ。単なる研究会でというんじゃなくて。

櫻井参事官 懇談会をお願いしたという。大田大臣の方からお願いしたと。

小寺委員 大田大臣は何でお願いしたかという文書はあったんですか。

櫻井参事官 初めに付けてあったと思います。

小寺委員 あくまでも、ここは一般に出すということじゃなくて、大田大臣に出す話なので、その趣旨が出ればいいんじゃないですか。

櫻井参事官 この参考資料に18ページというのを付けさせていただいていますけれども、大田大臣の方からILO88号条約との整合性について検討を行うため、大田大臣の私的諮問機関として開催をします。私的機関ですから、諮問文というのはないんですけれども、懇談会という意味では、これが諮問文でございますので、そういう意味では、諮問した方は大田大臣なんで、広い意味では政府かもしれません。大田大臣においてということも変なんで。

小寺委員 内閣府？

櫻井参事官 さっき小寺先生おっしゃったように、いろんなところで素材として使って議論するためなんで、内閣府だけの議論のためではないんですね。むしろ、「総合的に」の前の「政府部内において」を、むしろ外すということによろしゅうございますか。

花見座長 のところ、駆け足であと10分ぐらいでよろしいですか。

吾郷委員 単純な言葉のミスですが、3ページの上に条約の国内法を認めているというのは、「国内法的効力」だと思います。

櫻井参事官 そうですね。申し訳ありません。

逢見委員 5ページの最初の と2つ目の なんですけれども、最初の ですね。吾郷委員、逢見委員とあるところで、国際司法裁判所が事実上ほとんど利用されていない点を考慮すれば、単なる監視機能であると。こういう趣旨なんですけれども、直接請求とか、オブザベーションとかというものが、有権的解釈をしているわけではないけれども、非常に重視されていて、だから、国際司法裁判所まで出て行って争うことはしていないんだという、その権威があるということを強調されていたと思うんです。何かもうちょっと重みというか、直接請求やオブザベーションが重いんだということが、強調された方がいいんじゃないかなと思うんですけれども。

小寺委員 吾郷さんとは意見が違うんですけれども、事実上、国際司法裁判所にILO条約を持っていくって、持っていけないですよ、勧告的意見以外のルートでは。勧告的意見のルートで拘束力があるという規定がILO条約にありましたか。

吾郷委員 いやいや憲章にある。

小寺委員 争訟に関する規定はあるけど、實際上、訴える利益が国家に発生しないのではないのでしょうか。

吾郷委員 理事会が確か出していると。

小寺委員 理事会は提訴権ないから。勧告的意見しか求められないですよ。つまり、争訟事件にはなり得ないですよ。ILOが求めようとしたら、勧告的意見しか求められない。

吾郷委員 だけれども、国家も提訴権ありますよ。

小寺委員 国家の場合、訴えようと思ったら訴える利益はないですよ。要するに、自国民かが何かするとか、何かに引っかかないと。事実上使えないですよ。

吾郷委員 でも、現実2回あったわけですよ。

小寺委員 どれでしたっけ。

吾郷委員 戦前ですけどね。

小寺委員 戦前ですよ。

吾郷委員 条約の解釈で。古い条約の解釈で。

小寺委員 あれは勧告的意見じゃなかったですか。

吾郷委員 憲章に基づく、だから、出てくるものは勧告的意見ですが、それは拘束力があるというふうに書いてあるわけなんです。ILO憲章に。勧告的意見は当事者を拘束する。

小寺委員 勧告的意見についての拘束力ってという条文はありましたか。何条ですか。そんなのなかったと思うんですが。

吾郷委員 ここに憲章がありますね。

櫻井参事官 憲章が一番最後なんですけれども、日本語だけですけれども。

吾郷委員 37条、「この採決はこの……」、拘束されると書いていないか。

小寺委員 書いていないでしょう。

櫻井参事官 何ページですか。

吾郷委員 最後です。一番最後。

小寺委員 37条の2項？ 37条の1項でしょう。1項といっても勧告的意見の話ですか。

吾郷委員 国際司法裁判所の決定のためですよね。決定がなされて、規則が作成されて。

小寺委員 裁判所を拘束する。

吾郷委員 そっちは裁判所を拘束する。

小寺委員 これはただできていないですね。この裁判所は。

吾郷委員 確かに拘束されるとは書いていませんね。

山本委員 小寺さんおっしゃるのは、憲章プロパーのことをおっしゃっている？ それとも労働条約のこと？

小寺委員 労働条約のこと。

小寺委員 勧告的意見じゃないですけれども、形式的には、加盟国が判断を求めることができると思うんですが、加盟国が求めたときに、訴えの利益はないと思うんです。だから訴えられない。

山本委員 理屈の立て方であるんじゃないかな。

小寺委員 あります？

山本委員 さっきおっしゃったのは、勧告的意見だけだろうとおっしゃったけれども、それは憲章については、そうだろうけれども、こっちのILO条約については、そうではなくて、係争事件に持っていく可能性はありますね。

小寺委員 可能性はありますけれども、事実上訴えの利益が国にないから。

山本委員 どうかね。

小寺委員 ありますかね。

山本委員 88号条約を考えたってあり得るんじゃないかな。

吾郷委員 憲章の26条に申し立てがあって、それは国が別の国を相手取って。

小寺委員 そうやって書いてありますね。

吾郷委員 そこについて、最終的な判断に異議があれば、これまた司法裁判所に持っていけるわけですね。司法裁判所の決定が私は拘束できるとばかり思っていたけれども、確かに文言上は書いていませんね。

山本委員 さっきのように、戦前問題になっていたのは、当該条約の作成について、ILOの機関の側にミスがあったということで求めたんですよね。それは勧告的意見です。できあがった条約の適用について、ILO条約というときは、むしろ勧告的じゃなくて、争訟事件です。

小寺委員 訴える利益はないんじゃないですかね。引っかけられますからね。まあ、いいや結構です。

花見座長 この5ページの最初の段落の3行、これは準司法的機能を果たしているというのは、普通言われていることですね。司法裁判所にいていないのか、いけないのかという議論は残るけれども、国際司法裁判所は実際には機能していないんだから、この問題についてはね。だから、準司法的というセミジュディリシアルであることは間違いのないね。

櫻井参事官 ニュアンスの違い、この準司法的というのは、小寺先生がおっしゃるのとそんな違いはないのかなと思ったのですが、そうでもないのでしょうか。吾郷先生がおっしゃったことと小寺先生がおっしゃったことは。

小寺委員 準司法的は、ここまではいいんですけども、恐らく吾郷先生と違うのは、一番最初の有権的解釈をするという、この4ページのところの一番最後の ですよ。ここが違うんじゃないかなとは思いますが。

櫻井参事官 司法裁判所の話ですよ。

小寺委員 その手前の話ですよ。

花見座長 条約違反はILOが国を裁くわけでしょう。そうすると、ILOのつくった法律を立法機関が司法機関を兼ねているという問題になるわけですね。そういう意味で、僕は準司法機関だから認められるけれども、解釈権を持った裁判所と同じような問題だとは到底考えられないというのが、僕の考え。

小寺委員 おっしゃるとおりです。

山本委員 私もここでICJを出すのはおかしいと最初から申し上げているんです。持ち込み方が違うんですよ。むしろ、今、座長おっしゃったように、履行義務を果たしているかどうかということ適合委員会で審査するんであって、ということなので、ICJに持っていくときは、条約義務の違反という問題をむしろ、解釈としてあるわけでしょう。勧告的であれ、係争事件もあり得ると思うけれども、いずれにしても、ICJでやる時はそういうことなんです。こっちのときは、今座長おっしゃったように、ILOが加盟国との関係において委員会に持ち込むわけですから、それはここで言うICJとは関係ないんじゃないのかと。そういう意味では、むしろ私が引っかかるのは、国際司法裁判所が事実上ほとんど利用されていない点を考慮すればというのはミスリーディングなんで、それを抜けば準司法的でも結構です。

櫻井参事官 4ページで小寺先生がおっしゃっていた、国際司法裁判所判断は当事国を拘束するというのは、これはこれでよろしいんですか。

吾郷委員 よろしくないというわけで、ただし、私はずっとそういうふうに信じてきていたし、専門家委員会の報告書にそういう文言があるんですね。ですから、これを見る限りにおいては、そういうことは書いていないから、すぐ反論できないんですけども、調べます。ですから、あまりこのとおりに残したくないのであるならば、ここは削ってもいいです。

小寺委員 実際上の可能性のことは、吾郷先生から御指摘あったんですが、「国際司法裁判所の係争事件の判断は」だったら問題はないでしょうね。争訟事件の判断は当事国を拘束すると。それは問題ないんじゃないと思うんです。勧告的意見を除けば。

吾郷委員 しかし、専門委員会が勧告という意見をICJに求めたときに、それは機関を拘束しませんか。

小寺委員 それはILOがどういう態度をとるかですよ。

吾郷委員 そうですよ。

山本委員 前の小寺委員、花見座長とあるところは、私も全く賛成なんです。後の方はICJと入るのはミスリーディングだということと、つまり、有権的解釈というのものがなり問題だと。準司法的機能ぐらいにとめていただければ異論はありません。

吾郷委員 実際には、実質的、有権的解釈という意味だったんですよ。

山本委員 実質的に各国を縛るぐらいならわかりますけれどもね。政治的あるいは道義的のいろんな意味でね。

吾郷委員 準有権的な解釈ですね。

山本委員 有権的というのは、やはりおかしいよ。どう考えたって。各国にしかも説明責任を求めるといのは限度だって、前も言っているわけだから。

花見座長 ここは明らかに4ページ一番下の段の有権的解釈権を有しておらずと言って、今度こっちは有権的な解釈を示すという意味で矛盾しちゃうんだよね。

吾郷委員 それはそうですね。おっしゃるとおりです。

櫻井参事官 4の有権的解釈権はおかしくないことは、これでよろしいわけですね。その上で、ここはそうすると、前半は生かしながら、後半はもうちょっと単なる監視機構ではなくて、各国は事実上、身を持って受け止められるような準司法的機能とか、さっき吾郷先生、逢見先生がおっしゃったような言葉も使いながら、一つの文章でも、大体これは同意があるということでもよろしゅうございますよね。あまり差がないということで。

山本委員 むしろ並列じゃないですか。前段の方は「との見解(小寺、花見、山本)」と入れて、「ある一方」、今度それに対抗してパラレルにこっちと。そこでは条件としてICJは抜いてくださいと。それから、有権的解釈という言葉も反対だというのが、私の趣旨です。

櫻井参事官 一方で残しておいて、有権的解釈と、それで吾郷先生よろしゅうございますか。

吾郷委員 はい。

花見座長 そうすると、もうほとんど時間がなくなりましたが、あと、二つのところはいいですか。

逢見委員 4ページ一番下の注3で小寺委員の「我が国の判例でも、ILOの監視機関の解釈に従う必要はない」といのは、どの判例ですか。

小寺委員 幾つかあるんですけどね。今、すぐには言えないんですが、『ジュリスト』の

重要判例解説に何回か載ったことがあります。

櫻井参事官 4ページの一冊下に。

吾郷委員 ありますね。

小寺委員 吾郷先生にお願いしたんですよね。

吾郷委員 その論文は私が書いています。判決は間違っていると書いているんですけどね。

花見座長 判例というのは間違っているのがいっぱいあるんだよ。

吾郷委員 そうそう、私、間違っているということを書いているんです。

小寺委員 間違っているということを書かれたんですね。僕は正しいと思っているんです。

吾郷委員 それから5ページの真ん中、3つ目の ですが、ここで小寺委員と対立しちゃったんですけど。

花見座長 これは僕は要らないんじゃないかと思うんです。

吾郷委員 事務局に聞いて何で悪いかというのがありますが、では、言いますけれども、日本政府において、責任を持って解釈を行う、その日本政府というのは何ですか。内閣府ですか。

櫻井参事官 私にもよくわかりませんが、通常、外務省と厚労省が中心になっていると思いますけれども、ただ、それだけなのかどうかは、私もよくわかりません。どこまでがこれに関わるのかどうか。

小寺委員 これは政府部内という話と、もう一つ裁判所も含めて日本国という話では違うんですよね。裁判所が絡むと今度は裁判所が解釈権をもつことになってしまうので……。

櫻井参事官 一般的に、こういう照会権が日本政府の誰にあるかというのは、条約の問題ではなく、日本政府の内部問題だと思います。私も即答はできませんが、ILOについては、通常は外務省と厚生労働省が中心であることは間違いないとは思いますが、国家行政組織法上その他に照らして、他の省庁等が解釈の照会を求める権能がないと言われると、必ずしもそうではないように思いますが、直ちにはよくわかりません。

吾郷委員 日本政府が解釈すればいいという、小寺さんが言う場合の日本政府は、最終的には外務省であるということは押さえておく必要があると思いますね。これを残すのであるならば。

小寺委員 日本政府部内においては、外務省かもわからないし、裁判所かもわからない。外務省の解釈も最近では裁判所がどんどんひっくり返していますから。

山本委員 非公式に照会というのはどういうことなんですか。事実上の問題ならわかりますけど。裁判でもやるんでしょう。みんな始まる前に、当事者を見つけて非公式にやるんだけど、そんなことは公にしていなくても、それと同じぐらいなことですかね。

吾郷委員 それは伝統的にやっているのだから、相当重みがあるというふうに見なされてい

て、事実上、ILOの事務局の見解というものが、監視機構の見解になるという一般的な理解があるんですね。ですから、それを一応取りつけておけば、違反をしないで済むと。だから批准する前に非公式見解を求めておいて、それで批准して、後から文句を言われることはないという、保障の意味でいろんな国が求めてくる。そういう内容で事務局としても、相当慎重にやるという実行はありますから、そういう意味では、これを聞けば、相当ILOの判断は、正式な判断は出てくるだろうなというふうに思ったんですね。

花見座長 これは意見が分かれているから、そのまんま残しますか。よろしければ。

吾郷委員 この結果として、私が思っているような解釈が出るかどうか、全然自信はないんですけどね。

山本委員 公にする前に非公式に騒ぐというのが本来の道だというような考えですけども、本当にそうかねと僕は思うんです。事実上の問題は別ですよ。花見座長 それこそ、この懇談会の権限逸脱で、それは非常に政治的な判断だと思うんです。この問題をどう対処するか。それはILOが何を言おうとやっちゃえというのも一つの選択肢だし、破棄するというのも一つの選択肢だし、あるいはILOの見解を推測し、あるいはうかがいを立てて、言われたとおりやるというのも選択肢なんです。それは政府がお決めになることで、我々が何か言うことではないんじゃないかなというのが、僕の感じなんです。

吾郷委員 私の基本的なあれは、うかがいを立てるといいうい方はちょっと語弊があるかもしれませんが、しかも非公式と言っても、かなり……。

花見座長 政府がそういう判断をされて、やはり聞いておいた方がいいよとおやりになるのは一向構わないけれども、この委員会で何か言うようなことじゃないんじゃないかなというのが僕の感じなんですよ。よくわからないけどね。

吾郷委員 委員会は諮問されているわけですから、そういう方向もありますよということもILOに聞いてみて、諮問の結果、ちょっと疑義があるようだったら、批准撤回をしてもいいんじゃないかと。とりわけ、これは基本権条約の中では入っていませんから、しかも時代に即していないというふうに判断するんであるならば、あえて無理な解釈をするよりも批准撤回というすっきりした形の方がILOを尊重することにもなるしという考え方です。

小寺委員 見解の対立があるというのは、それでいいと思うんですけども、書かない方がいいんじゃないかと思うんです。というのは、政府はILOに聞くよりも、我々に聞くことを選択されたので、聞かれた本人がほかに聞いた方がいいよというのは、何かね、ちょっと気になりますね。

山本委員 それもあるし、手続の問題として、聞く場合に三者協議に振るのか、それとも政府とか、労使代表、それぞれの資格でやるのかという問題が出てくるわけです。案件によって、かなりデリケートな問題になりますよね。そういうことも含めて言わないといけないので、だから非公式とかというのは非常に問題だなという気がします。少なくとも我々がそういう……。

吾郷委員 ただ、アンオフィシャル・インタープリテーションというのは、広報に載りますから、ほとんどオフィシャルです。

花見座長 これは一つの選択肢であって、もしこれを言うのなら、破棄という選択肢もあるし、違反だって無視してやるという選択肢もありますよと、こういう話になっちゃうんですね。それはあまり書かない方がいいんじゃないかなという感じなんでね。

櫻井参事官 それでは、削除ということでもよろしゅうございますか。

花見座長 これは見解が対立しちゃっているんで、二論併記で出しておいたっていいけど。

櫻井参事官 これは解釈論ではないんですね。

八代諮問会議議員 ただ、そういうことを大臣が諮問しているわけではないので、特に破棄というふうになると、かなり大きなインパクトで、逆に言いますと、そんな破棄すべきかどうかを聞いているわけではないんですね。そんな大げさな話ではなくて、あくまでもILO条約を遵守しようとして、どういうことができるかということなので、ちょっと政治的に悪用される危険性があるので、できれば、そういうことは本来の諮問の意図ではないんじゃないかということなんです。

花見座長 と思いますよ。

櫻井参事官 おっしゃった意味は、削除した方がいいということですか、残した方がいいということですか。

八代諮問会議議員 削除の方が良いのではないかと、いうふうには考えますが。

逢見委員 労働組合からこれは条約違反じゃないかとILOに持ち込まれるよりは、国内でちゃんと合意をとる方がいいんじゃないかと考えています。この種の問題で、労働組合と政府がジュネーブで争いをするというのは、あまり好ましくないと思っているんですよ。ですから、そういう意味では事前にどこまでが、この条約の中で解釈が可能なのかということを探りつつ、時代の変化に合わせていろいろな政策対応をしていくということだと思っただけなんですけどね。

吾郷委員 全くの推測なんですけど、私がもしジュネーブにいたとすると、ILOの中にまだいたとして、そういう諮問を受けたとしたら非常に困ると思いますね。時代が変わっていて、この状況のもとで、88号条約を厳密に解釈、文字解釈をしていいのかどうかということについては非常に迷って、恐らくかなりあいまいな回答が来るんじゃないかという想像はつきます。それだったら、それでもいいんじゃないか。そこで初めて晴れて国内の政策論議を尽くせばいいんじゃないかと。

山本委員 ILOの事務局の行くというのは、これまでの経緯と判断基準がどうなっているのかということを知るのであって、別に条約適用委員会でのどういう意見になるかということを知りたくはないんだから、そこなんですよ、私がこだわっているのは。事務局に聞くぐらいのことだったら、我々調べれば幾らだって出てくるんじゃないか、そんなことぐらいという気もあるものだから。

花見座長 国際法の大家にお願いしてね、御意見を聞いて、ジュネーブの意見を聞くというのは、僕は筋が違うんじゃないかと思います。

山本委員 「ちなみに」ぐらいで、そういう意見も、対立する意見があった程度であれば、あえて反対いたしません、これだと条約上の解釈に疑義があって、最後の神頼みみたいに見えるから冗談じゃないやと思っているだけで。

花見座長 どうしますか。活字を落として、ちなみにというような感じで、注みたいな格好にしますか。

山本委員 それでしたら異議はありません。

櫻井参事官 注か何かを下に入れておきますか。それとも落した方が。

八代諮問会議議員 こだわるようですが、つまり、大田大臣としては、最初からおっしゃるように、こういうことをするか、それとも、こういう専門家を集めて御意見を伺うかの選択があったわけで、別にこういうことは当然我々だって考えていたわけですので、それは選択肢なのかなということなんですよね、そっちに聞きなさいというのは。

吾郷委員 諮問を受けて出すんですから、大田大臣がそれをどうされようと、私たちは構いませんがということですが、違いますか。

花見座長 それだったら、やはり選択肢として、それ以外にいろいろありますよ。それは政治的判断に任せると。

吾郷委員 もう一回ありますから。

花見座長 これだけ書くというのは。

八代諮問会議議員 ちょっとこれはペンディングにしておいた方がいいんじゃないですか。

花見座長 これはペンディングにしますか。

八代諮問会議議員 私もそういう例は聞いたことがないんですね。諮問を受けたとか、よそに聞きなさいという答えというのは、あり得ないんじゃないかなと。制約の中で、そういう経緯の意見も聞きながら、御意見を伺いたいと諮問しているわけですから。ほかに聞きなさいという御意見というのは、私は聞いたことがないですね。

吾郷委員 その中には有名な交渉命令判決というのがありまして……。

八代諮問会議議員 交渉命令ですか？

吾郷委員 ええ、判決で黑白を付けないで、当事者で交渉しなさいという判例もあるぐらいですから、我々にとっては何らおかしいことはないです。

八代諮問会議議員 ただ、裁判を今お願いしているわけではなく、あくまで、例えば委員の御意見をお伺いしたいと言っているわけで、それが拘束する判決でもないんですね、基本的にここで求めているのは。 櫻井参事官 ペンディングということで。ペンディングといっても、次回までには決めていただければと思いますけれども。

花見座長 僕はこの後約束があるんで、すみません。

八代諮問会議議員 もう一回あるわけでしょう。

櫻井参事官 ただ、次回、時間はとってありますけれども、もう一回実質的な御議論を行うとすると、これは八代先生とも御相談ですけれども、その場で発表するというのは結構難しくなると思うんですけれども、それでよろしいかというのがありますが、つまり、終わった後にすぐにでも、例えばプレスの方を含めて発表するのであれば。

八代諮問会議議員 そんな形になるんですか。

櫻井参事官 いや、そこはそうでないのであれば、ワーディングはその場でできていませんと間に合いませんから、それじゃなくて、実質的に御議論いただいていいということであれば。

八代諮問会議議員 ただ、これって、つまり中身じゃなくて手続の話、意見が対立するとか、しないとかという問題じゃなくて、非常に手続的な問題のように私は解釈しているから、ちょっとこだわっているわけですけれども、おっしゃったように、裁判所でこれは当事者で和解しなさいという類の話の問題なのかどうかということなんですよね、基本的に言えば。

櫻井参事官 ですから、次回時間をとるかどうかによって、もし次回時間をとるなら、ここは議論いただければいいので、23日にやらせていただくんですけれども、事務局としては、できれば、今日大体御意見が収れんしたと思うものですから、この後、私どもで案をつくって、またメールその他で調整をさせていただいて、次回はそれを確認いただくということで終われば、かなりありがたいと思っているんです。

八代諮問会議議員 それはオブザーバーですから、座長にお任せいたしますが。

櫻井参事官 そうじゃなくて、まだ議論が十分じゃないから、次回も御議論いただくということであれば、更にやっていただきますし、ただ、八代先生にお伺いしたいのは、その場合は、23日の懇談会終了後に発表するとかはできなくなる可能性がありますので、合意した文書をすぐに公表するとかということは難しくなるかもしれないということを申し上げているだけで。

花見座長 今、伺っていると、これは吾郷委員と逢見委員は載せた方がいいと、こういう御意見なので、どうするかですね。

櫻井参事官 載せる、載せない、という見解の相違は書けないものですから。

花見座長 では、次回にそれを冒頭もう一回御議論いただいて。

櫻井参事官 あとは今日大体御意見を賜ったと思うんですが、最後に一つだけ名前を残すかどうかは、どうでしょうか。

花見座長 今、伺っていると、名前をある程度残した方がいいかもしれないね。

櫻井参事官 むしろ見解が一致したということは、名前は落とさせていただいて、見解が一致と書きながら名前が書いてあるのはやや変ではあるので。

花見座長 それはそうです。全員一致のところはね。

櫻井参事官 それ以外のところは名前を残した形でよろしゅうございますか。

花見座長 それで案をつくってもらって、皆さんにまた。

櫻井参事官 なるべく早く送付したいと思います。

花見座長 自分はここに入るという方は。

櫻井参事官 それは逆に書いていなくても、ここを入れたいというのであれば、是非言っていただければと思います。

花見座長 では、そういうことで。

小寺委員 次回2時間半予定してやるんですよね。吾郷先生なんか九州からわざわざいらっしゃるのに、単に報告書の確認だけしておしまいというのは時間の無駄という感じがします。

櫻井参事官 そうですね、すみません。では、次回実質的な議論を更にしていただくということで。

小寺委員 ある程度やった方がいいんじゃないですかね。

櫻井参事官 わかりました。そこは確かにおっしゃるとおりだと思います。

山本委員 もう座長お急ぎですから。今問題になったこのところですね。これは注に落して、トーンダウンした形で一般論として念のために書くという程度にしておいて、それを本文に復活させるかどうか。次回に議論するというのでいかがでしょうか。私もこれは書きたくない方なんです、本当は。ただ、主張される方がおられるから、注でもって「ちなみに」とか、「一般論としては」という程度でされるのはいかがかと。それでもめだというのなら削除しちゃう。

花見座長 僕は残すのなら、ほかの選択肢も書いた方がいいですよ。

山本委員 そうか、じゃ、やめよう。おおごとになっちゃうか。

吾郷委員 この点については私はそれほど固執しないではありますが、むしろ、ちょっとお聞きしたいのは、さっき皆さん一緒の意見ですねと言われた一番大きい部分なんです、そこはちょっと後からいろいろ議論していると...

櫻井参事官 ネットワークの部分ですか。

吾郷委員 そうです。私の考えていたものと、ちょっと違う。私は公務でない部分を除いて独立させるというふうに理解したので「いい」と言ったんですが、そうじゃなさそうなので、そこは外れます。

櫻井参事官 そうすると、そこはむしろ2種類ネットワークから切り離さなければいけないという議論と、切り離さなくてもいいという小寺先生の意見、両方御意見があるということで、そこは二通りあるということで書かせていただきます。

花見座長 どうせだから原案つくってもらって、もしあれだったら修正していただいて。

櫻井参事官 また後で時間をいただいて、御議論をいただいて、そこで収れんさせていただくということでよろしゅうございますか。

花見座長 それでは次回は2月23日15時から。

櫻井参事官 なるべく早くお送りしますので、ただ、今、座長からも言っていたように、ここに名前が抜けているとか、それから補足的な御意見があったら、恐縮なんで

すが、来週の水曜日くらいまでにメールでいただくと大変ありがたいんですが、私どもそれも踏まえつつ、今日いただいた意見を反映して、できれば来週中くらいにお送りできればと思っておりますので。

花見座長 どうもありがとうございました。